

平成19年第4回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第2日目)

平成19年12月19日(水曜日)

午前10時00分開議

第9 一般質問

出席議員（9名）

1番	橋本憲治君	2番	西山由美子君
3番	上原豊茂君	4番	河端芳恵君
5番	工藤弘喜君	7番	佐藤静基君
8番	山本朝英君	9番	川村進君
10番	小林一甫君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	八鍬光邦君
企画財政課長	佐藤正好君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	中山信也君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	林秀貴君
農林商工課長	山内啓伸君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	竹村治実君
水道課長	竹村治実君
教育長	山田日出夫君
管理課長	平塚晴康君
社会教育課長	上野敏夫君
幼稚園・保育所事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長職務代理者	飯田洋司君
農業委員会会長職務代理者	谷本茂樹君
監査委員	山田稔君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	小野良次君
議会事務局係長	今田和則君

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠を報告いたします。本日は、全議員の出席であります。

白崎教育委員長に代わって、飯田職務代理者が出席しております。また、鳥山農業委員会会長に代わって、谷本会長職務代理者が出席しております。さらに、田古選挙管理委員長から欠席の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

一般質問

議長（橋本憲治君） 日程第9、一般質問を継続いたします。

3番、上原豊茂君の発言を許します。

3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 通告書に従いまして、私の一般質問を行いたいと思います。

質問に関しては3件ということですが、まず表題の大きなものとして、基幹産業農業の現況認識と展望についてであります。

農業を基幹産業とする当町において、年4回の降雹被害は、玉ねぎを中心に大きな経済的打撃を受けたところです。

また一方で、気象変動や原油高騰を背景に世界的な穀物の値上がりをはじめ、生産資材・燃料などが値上がりしたことで、農畜産業において生産費が大幅に増加しています。さらに、追い打ちをかけた国の農業政策による所得の減により、農家経済は大きく落ち込んでいる実態にあります。

このような状況の下、その現況について行政と地域住民が共通認識を持ち、明日の営農維持に向けた対策を遂行しなければなりません。

また、農業経営維持の計画がより実行性のあるものとするために、町としての農業政策の方向を提示すべきと考え、次の点について町長の考えを伺いたいと思います。

まず、1点目は、今年度の降雹被害の実態と対策についてであります。今回の被害は個々に差がありますが、農家によっては1,000万円を超える状況にあり、今後の営農継続さえ危惧するところです。この実態をどのように把握し、その対策はどのように取り進められるのか。また、玉ねぎに係る共済制度の改善見通しがどのようになっているのかお示していただきたい。

2点目は、自然災害、政策被害を含めた平成19年度農業所得の落ち込みの予測と町財政への影響について、どのように考えておられるのか。

3点目、生産基盤整備や畑地かんがい事業の取り込みの考え方についてであります。

農家にとって、その中長期計画を作成するにあたり、町財政ひっ迫している中で生産基盤整備事業がどのように位置付けられるのか注視しているところであります。

また最近、農協を中心とした畑地かんがい事業取り込みの話が再浮上していますが、様々な要因による農家経済低落の中で、その経済効果・負担の見通しが示されず混迷している

ところでは。

現状用水活用の今後の見通しと、町としてかんがい事業にどのように対応しようとして考えているのかお示しをいただきたい。また、全町的にこの事業が実施された場合、水道事業にどのように影響するのかお示しをいただきたい。

以上であります。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） おはようございます。

基幹産業の農業の現況認識と展望についてのご質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、1点目の「降雹被害対応と共済制度の改善について」に関するお尋ねでございますけれども、本年度はご存知のとおり、4度にわたる降雹被害を本町は受け、被害戸数で申し上げますと131戸、被害総額で2億6,700万円となっております。

議員ご指摘のとおり、3戸、2.8haについて廃耕されるなど、個別被害程度に差があるものの1,000万円以上の被害を受けた農業者もあり、9月定例議会で決定いただいた「集中豪雨等による被害者に対する町税の減免に関する条例」での対応に加えて、今後JAと連携し無利子資金対応について検討してまいります。

玉ねぎの共済制度関係につきましては、農業者から掛け金が高く加入者が少ないとの指摘を受け、雹害に限定した共済制度の創設等について、関係機関に対し要望したところでございます。

2点目の「本年度の農業所得」に関するお尋ねでございますけれども、町全体で見ますと生産予測額は前年度を上回る状況となっていることから、町財政への影響は少ないと考えられますけれども、個々の経営で見ますと厳しい状況の農業者が多く、今後の状況把握について進めてまいりたいと考えているところでございます。

3点目の「基盤整備、畑地かんがい事業」に関するお尋ねですが、いわゆるパワーアップ事業について、現制度は平成22年度までとなっております、現在事業を実施している3地区につきましては継続していく考えでございます。

今日の議会終了後の議員協議会で、あらためてまた道の状況を含めたご説明をさせていただきます。考慮しております。

畑地かんがい事業につきましては、常呂川流域地区について水利権の見直しが行われる平成27年3月までに既存水路を活用するなど、なるべく低コストでの事業実施が必要と考えているところでございます。

全町的規模での実施については、現在JAで検討中であり、近く説明会を開催すると聞いておりますので、その結果を見て対応していく考えでございます。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） ただいま町長から回答がありまして、降雹被害による対応と言うのが前段の議会での決定も含めた、また利子補給ということも話されておりました。

実際に、この資金を借り入れする数値等について、もし実態を知っていればお示しをいただきたい。その金利等についても、可能な限り近い実数をお知らせいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 現在のところ町で把握しているところにつきましては、今のところ希望されている方が16戸、そして、総額で7,440万円程度というふう聞いております。

それで金利につきましては、農協のほうで内部金利ということで0.97%で貸し付ける予定ということで、町といたしましては、0.97%の利子補給ということで3月に提案したいなというふうに考えております。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 共済制度の関係でありますけれども、実際に今共済制度の加入者がどれだけいるのか。

もう1つは、要請をしているというのは、以前から変わらないわけでありますけれども、この実現の見通しというのはどのようなとらえ方をしているのか、その辺についてお示しをいただきたい。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 今回の降雹ということで、玉ねぎに限定して説明しますが、玉ねぎについては、今年度で共済に入っている方が7戸の51ha。これ面積にいたしましたら、本町の4%に相当する部分しか入っていないということでございます。

それでこれにつきましたら、主に農業者からいただいた意見で、これは掛け金が高すぎるということで、例えばその雹害に限定したような共済制度が創設できないかというような提案をさせていただいたところです。これについては秋に提案したということで、これからおそらく動きが出てくるのかなというふうに考えています。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） この共済制度の見直し等については、非常に生産者にとっては期待をしているという実態にあると思います。ぜひ、アドバルーンを上げるだけでなく、実効性のある方向に持って行っていただきたいということを期待しております。

2番目でありますけれども、先ほどの町長の話によりますと、総所得額は前年を上回ると。次年度の町税収入に対しては、影響がないのだというようなことでありました。これは前日、工藤議員からのいろんな質問がありましたけれども、本当にその実態把握が正しいのかという意味では非常に疑問があります。個々の経営によりますと、それは非常にばらつきがあると。話によりますと、組助の最終的な整理について、相当数の農家がいるのだと。ましてや、その平均額が300万円にのぼるという話も聞いたところです。そういう実態からして、本当にこの状況認識が正しいのかどうか、非常に疑問を感じるころであります。基幹産業を農業とするという状況の中では、実態を正しく認識すると。行政として、どの程度この状況を認識できるのかということがある意味農家にとっては、行政の後押しと言いますか、支えというものを強く感じるころでないかと思うわけでありませぬ。そういう意味では、ただ金を出すということだけがその行政ができることではない。支えになるという意味は、今言いましたように、行政が力を入れているんだと。先ほどの共済制度の問題ではありませんけれども、上に向かって物申すという姿勢をきちっと示すことが大事かと思えます。そのためには、ある意味では先ほど申し上げましたように、実態を正確に把握するというところから入らなければならない。それはまさに、町職員の姿勢が問われてくるということにあるのではないかと思います。その辺についてのもしご意

見があればお聞かせいただきたい。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 現状認識につきましては、現時点で把握できる部分、これについては全町でいきましたら10月末現在の生産額でしかないものですから、あくまでもその生産額の形で言ったということでございます。それで総額的には若干増えているけども、決してそれが楽観的な話はしたつもりはございません。これは玉ねぎに引っ張られているだけでございまして、当然個々でいきましたら畑作3品の経営の方ですとか、あと今年一番ひどいのは酪農です。これについては、相当の落ち込みが見られるということは、昨日の答弁の中でも申し上げましたとおり、酪農で7、8割、畑作で4割以上の方というのは、相当な経営状況であるという認識は持っています。ただ、全体的な生産額でしか今は話せないものですから、これについては具体的にはもう3月になったら実際には出てくるとは思いますけども、決して楽観した全町的な税収という意味ではなくて、個々で言ったらかなり厳しいという認識は持っております。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 工藤議員の一般質問のあと、傍聴者がロビーで話しておりました。「あの認識は本当かと」、「冗談でないぞ」という声が多々聞こえました。そういう意味で、私も当然今課長が言いましたように、全体として総額の枠では上回ると。でも、例えば町の税収に係わるというのは、個々の経営がどうであるかということだと思いますので、少なくともこの認識は実態にあっていないだろうというふうに私は思っております。そういう意味で、この場でいろんなやりとりをするということは、町民に向けて発信しているということでもありますから、そういう認識を持ってそれぞれが状況に対する判断・説明をしていただきたいと思います。ぜひ、そういう認識において、これからの農業政策・対策についての力を入れていただきたいというふうに思います。

非常に、先ほど読むだけで時間がなくなるぞと議長に言われておりますので、次に進みたいと思います。

3番目の件でありますけれども、基盤整備事業、非常に今までの議員と町長との会話の中でもありましたけれども、私も述べましたように、町の財政のひっ迫を考えれば、現状がそのまま推移するというにはならないのではないかとことを危惧するわけがあります。

農業というのは、今年計画を立てたから来年も再来年も10年後もやれるというものではありません。それぞれがその時々きちっと基盤整備も巡回していかなければならないということが必要なわけでありまして、そういう意味では、個々の経営がどう展開するかと。先ほども言いました中長期の計画をそれぞれが持たなければなりません。そういう意味では、いち早く1つの方向性、事業の取り込みも含めた方向性を示すということが大切でないかというふうに思うわけがあります。こういう揺れ動く農業経営状況の中、そのことさえ見えてこなければ後継者がどうするという判断のときに、おそらくある程度の後継者については辞めたほうがいいのかという、親からの進言が出てくるのではないかとこのようにさえ感じるところです。

そういう意味で、先ほどパワーアップ事業は平成22年度まで継続するという話がありました。しかし、平成22年度、それは現実に走っている事業でありますから、計画の中

に入っていると。その後の計画についての話を私はしているのであります。そこについてどのように考えているのか、見通しはあるのかないのか、その辺についてお伺いをしたいと。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 前段の私どもの農林商工課長のほうが答弁しましたことにも触れながら、少し答弁をさせていただきたいというふうに思います。

昨日の工藤議員並びに上原議員のある意味でのご指摘は、的確に今の農業、生産状況をつかみながら農業者に対する激励と施策を町としてもきちっと打ち出す必要があるということ、農政全般に対する自治体としての意見を、農民の声を適切に政府やあるいは関係機関に訴えていくという役割を持っているのではないかとというふうに私は受け止めておりますし、そのように努力をしていきたいし、いっているつもりでございます。

現時点における生産額等については、農協で示された適切だという数字に基づいて、農林商工課のほうで昨年度までの対比をしながら説明をさせていただいていると。そのことが現状を認識、正しいかどうかということについては、ある意味ではこれからの推移をぜひ見守っていただきたいですし、私自身も農協の幹部の皆様と今日における各品目における生産額や状況はどうなっているのかということを経験交換させていただきながら、極めて厳しいという認識に立っているものでございますので、今後のことについては、またさらに詰めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

さて今、今後の基盤整備事業等の畑総や畑かん等に対する将来的な見通しの話を質問されました。答弁で申し上げましたとおり、平成22年度まで今の計画で行っております事業については、かならずや町の責任を果たしていくことは申すまでもございません。しかし、先ほど若干触れましたけれども、道が赤字債権団体にならないために、投資的な経費、とりわけ農業基盤整備等については、直営で10%、国費負担と道費負担に伴うものによっては5%の削減をせざるを得ないという方針を一昨日来ております。それは市町村にとどまらず、都道府県においても極めて厳しい状況の中で、従来型のパワーアップ事業等についての継続、あるいは予算投資が極めて厳しいという状況は事実でございますけれども、私は網走支庁に対しても、平成22年度で終わらなくても平成23年度までいったとしてもやるべきだと。それは期限を延ばしてでもやるということをやんとすべきでないかということを含めて、私どもの意見を申し上げているところでございます。

しかし、その後の基盤整備等の農業振興施策については、まだ北海道自身も打ち出しておるところではございませんので、面的な整備も含めて従来に増して、また国や北海道の力添えをいただくことについては、積極的に要望を申し上げてまいりたいと。

その上で、畑かん等のことについても、今農協が中心になって調査活動を行っていくということでございますので、これらについては今品目横断等で作目をどのように農業者が生産をしていくべきなのか、あるいは玉ねぎにシフトするところが大変増えているというところも申し上げておりますけれども、そのことが5年後、10年後に本当に見通しの持てる農業に立てるのかどうかと。そういう中での畑かん等の事業導入、あるいは農家の負担が本当にいいのかどうかということ。

さらには、従来のパワーアップも含めた基盤整備事業が従来型のやり方でいいかどうかということのある一定の評価と、見通しを持った上で農業者の意見を適切に聞きながら、

あるいはJAを中心とする農業団体の意見を聞きながら自治体として基盤整備事業の振興施策を慎重に、かつ適切に進めていく時期に来ていると思いますが、現時点においてはこのようにするという事は申し上げる状況にはないということでご理解をいただきたいと思ひます。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 今お答えいただいた点については、可能な限り早期に受益者に対する情報をしていくということが大切かと思ひますので、その点のご配慮をお願いしたいと。

畑地かんがいの関係でありますけれども、現状相当数の玉ねぎ農家含め、かんがい用水を活用しているという実態にあるかと思ひます。

先ほどの答弁の中では、平成27年3月までという水利権の関係に対する回答がありました。この私は、あまり水利権についてはよく存じておりませんが、この水利権について、例えば将来的に水利権を持っている人たちが、それを永久に行使できるのかどうか、そういうものなのかどうかということを確認したいのと。この畑地かんがいについての受益者負担、町としてどういう立ち位置でこの事業と対処するのか。いわゆる負担も含めた考え方をどこに持っているのか、その辺についての考えをお示しいただきたい。

議長（橋本憲治君） 農林商工課業務監。

農林商工課業務監（村口鉄哉君） 第1点の水利権の見通しでございます。現在、水利権につきましては、訓子府土地改良区が所有しております。

水利権の目的でございますけれども、農業用水利というようなことで水利権の許可をいただいております。

先ほど、町長のほうから説明しましたとおり、水利権につきましては、平成27年3月31日まで許可が下りております。それ以降につきましては、開発等の指導もありまして、現状にあった目的の水利を平成27年3月以降に変更をしなければならないというふうに考えておりますし、これについても、土地改良区の役員共々含め検討しているところです。

将来的な見通しについては、まだ平成27年でございますので、かなりの期間がございますので水利権が更新されるかどうかというのは、その時点にならないと現状では認識はちょっと難しいかなというふうには思っています。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 畑地かんがい事業に関する町の立ち位置はどうなんだという点についてはお答えいただいておりますけれども、近隣の町村における事業実施の中で、相当個々の農家の負担が大きくて離脱していくという実態がある。事業が走り出しますと、当然これらの負担については、どこか見なければならないということが言えるかと思ひます。そういう意味で、町の立ち位置がどこにあるのかと。この事業に対する位置関係がどこにあるのかということが、非常に町の将来的な展望と言いますか、財政上の展望も含めた大きな影響を与えるのではないかと。そういう意味で、先ほどどういう考えを持っているのかということを探ねたわけでありまして。当然、それと同時にもう1つ大きな懸念として、常呂川水系における水量がこの計画をしようとしているかんがい事業に対して、耐えうるだけのものがあるのか、それを満たすだけの水量が確保できるのか、非常に疑問を感じるということです。一番水の必要な炎天下の中で、川底を見ると小川並みの水量しかない

いう実態でないかと思うわけです。これらについて非常に心配をするわけですが、その辺についてのご判断があればお聞かせいただきたい。

議長（橋本憲治君） 農林商工課業務監。

農林商工課業務監（村口鉄哉君） ご質問の水量の関係ですが、実際に水量自体を開発、それから土地改良区含めて、計測をしたわけでもございませんけども、近年の状況から言いますと、かなり水量は少ないというふうに判断をしております。

現在、土地改良区で許可している水量につきましては、代かき期については2.289 t / 秒でございます。通常期につきましては、1.635 t / 秒でございます。それを畑かんを利用するといった場合につきましては、大体予測されるのは3,200 ha程度というふうな計算上になりますので、基本的には3,000前後ぐらいの水は撒けるというふうには計算上はなりません。ただ、前段で申し上げましたとおり、実際の数量を量っておりませんので、何とも難しいかなというふうに考えておりますし、先ほどの2点目の畑かんの町の負担でございますけども、町長が説明したとおり、現時点で負担ができるというようなことはかなり難しいというふうに認識しておりますし、国営事業につきましては、それぞれ調査機関含めて大体15年、国営事業につきましては幹線でございますし、それ以降に姿勢については道営事業で実施しなければならないということで、大よそ平成25年ぐらいでない畑かんとして利用ができない状況でございますので、現時点で町が負担をここで明言するということがかなり難しいというふうに考えております。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 今、村口業務監が答弁したとおりでございますけれども、先般も開発の畑かん担当の開発建設部の次長が来ていただきましたので、町の基本的な考え方ということで、従来までの国営事業の畑かんに対する1つの反省点ということも含めて申し上げているところでございます。例えば、計画が長すぎると、事業規模がまた一方で長すぎると、事業を実施したあとで例えば離農者が出たときの対応も自治体負担ということで、極めて安価な例えば現状で言うと数パーセントのものであったとしても、非常に厳しいものがあると。その点で言うと、より現実に即した農家経済を少しでも後押しする、そういう政策、立脚することが必要なのではないのかと。

これはまだまだ先の話でございますけれども、いずれにしても開発建設部にはあらためてひざを交えてじっくりお話をさせていただきたいということを申し上げましたところでございますので、今後議員がご心配するように、農家の将来や負担等も含めて非常に心配だということは私も同じ考えです。ですから、この点につきましても慎重に、そして、また状況を見極めながら適切な判断をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 水道事業に対する影響という点では、回答がなかったかと思えますけれども、事業については走っていないということではわからないというところからいえるのでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 常呂川水系につきましては、水量自体が非常に少ないと。鹿ノ子ダムで水の調整をしているようでございますけども、その点で言いますと、あらたに水利

権を獲得することや多目的に使うこと等に、例えば土地改良区の水田農家が離農したと、それを例えば水道等に転用できないかということも何度かお話したことがございますけども、それは非常に難しいと。それは総体として、水位そのものが非常に少なくなっているということでございますから、厳しい問題はありますけども、全く水道に影響がないということは言えませんけども、しかし、今町が持っている水道そのものの水量、認可をいただいているものについては大丈夫ということで、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 本来、私が聞いたのは、このかんがい事業が全町的に張りめぐらされることによって、今農業用に活用している水量が相当あるのではないかと。そういう意味で、水道会計に影響がないかということをお聞きしたのですが、その辺はちょっと視点がずれていたようであります。

いずれにしましても、この問題については先ほども言いましたように、いち早く情報提供をしながらしっかりとした現実を分析して、どのように対処するのが考えていっていただきたいというふうに思います。

それでは非常に時間が迫っておりますけれども、次の問題に入りたいと思います。

生活弱者への政策的対応についてであります。

国家的財政建て直しを理由に税制の見直し、医療を始め福祉政策の転換など、弱いものいじめと思える政策の一方、企業への優遇・米国を始め、海外への多額の支出・政官の癒着による浪費など、権力と経済力の強いものがさらに力を拡大する国策の中で、懸命に努力し生きてきた人たちが安心して生活出来るよう自治体としてやるべきことを今町職員・議員が十分に議論し、検討し形づくるべきでないかと考えます。

他議員からの質問もありましたので、私は次の点について質問をしたいと思います。

1点目は、以前も質問をしたことがございますけれども、積雪の季節を迎え、高齢者や障がいを持ち、その対策が困難な家庭への対策をどのように考えているのか。

2点目は、農村地域における高齢者などの除雪対策についての対応、この辺についてお示しをいただきたい。

3点目は、冬期間の生活弱者の交通手段の対策をどのように考えておられるのか。

4点目は、生活保護の政策が後退する中で、町民にどのような影響があるのか。その対応をどう考えているのか、お示しをいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 生活弱者への政策的対応について、4点のご質問をいただきました。

まず、1点目でございます。「高齢者や障がいを持つ人の積雪への対策について」とのお尋ねでございますけれども、寒冷地である本町におきましては、高齢者や体ご不自由な人にとっては、冬期間の除排雪は大変大変だというふうに認識しておりますし、大変な負担となっているのも事実でございます。

この対策として、町では病弱などのためを除排雪ができない高齢者世帯等に対する除雪・排雪サービスを実施しているところでございます。

今年度のサービス利用状況は、11月末現在で、市街地区で39件、実践会地区で6件、合わせて45件の利用状況となっておりますけれども、今後も高齢者や障がいをもつ人が、

冬期間も地域で安心して暮らせるように、除排雪に対するニーズや実態の把握に努めながら、サービスの一層の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目と3点目の「農村地域における高齢者などの除排雪対策と冬期間の交通手段対策について」でございますけれども、農村地域に暮らす高齢者の方々は、敷地が広いなどの環境から自力の除排雪が大変困難な状況にあります。

また、核家族化や高齢化などの進行によりまして、除排雪の負担が増大することも懸念されております。

自力で除排雪が行うことが困難な高齢者への対策を進めていくためには、あらためて地域で助け合うことが重要であると考えておりまして、今後は各実践会に対して働きかけて、積雪時における高齢者等の生活を守るために、除排雪体制づくりの構築の検討を急ぎ進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、4点目の「生活保護政策の後退による影響とその対応について」とのご質問でございます。最低限の生活を保障する憲法第25条で保障された生活保護制度につきましては、社会保障費で増大する中で、国は昨年度、老齢加算を廃止、母子加算についても、今年度から段階的に削減されるなど、生活保護費の引き下げを行っているところでございます。

さらに、国は全国消費者実態調査などのデータを基にしながら比較を行い、生活保護を受けている世帯の基準額が、受けていない低所得者世帯を上回るなどの理由から来年度から生活保護費のうち食費や光熱費など、基礎的な生活費となる生活扶助の引き下げを行う方針を打ち出しておりましたけれども、生活保護を受けていない低所得者層に対する影響が極めて大きいという批判が世論として巻き起こってまいりました。

こうした状況を受けて国では、「生活保護費の引き下げを見送ることを固めた」と、あくまで新聞報道でございますけれども、そういう報道がございました。

今後ともこれらの状況を踏まえて、国などの推移を見守りながら町民生活の安定に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 前段の除排雪の利用者が45件という報告がありました。これを見ても、実質自らの力では対応できないという方が結構いらっしゃるという実態だと思います。当然、2番、3番の農村地域における高齢者ばかりでなくて、農村地域においては、今農業をリタイアして生活している方もいらっしゃいます。そういう方は、トラクター等の除雪機を持っていないというのも実態です。そういう方に対する対応と言う点では、町長がお話ありましたように、地域でどう助け合うのかということが大切でないかと。

以前も、こういう関係の質問をしたときに、それらの体制づくりをするべきでないかというご提案をさせていただきました。なかなか取り組まれなかったと言いますか、進まなかった実態にあります。この辺については、ぜひ早い段階で、昨日の一般質問の中で職員が中心になるのではなくてという話がありました。しかし、誰かがやらなければならないけれども、誰がやるのだという問題については、やっぱり行政とが音頭を取ると言いますか、話を持ちかける、調整をするという位置関係にないとなかなか進まないだろうと思いますので、その辺に対する対応をぜひ早急をお願いしたいというふうに思います。

交通手段等についても、どういうふうに助け合うべきなのかと。一定の案を担当の部分

で示していただくということが、またそれぞれの地域において、それぞれの組織において、一定の方向を見いだす良いきっかけになるのではないかと思いますので、その辺に対する労苦を惜しまないでいただきたいというふうに考えますので、よろしくお願いします。

また、同時に、前段で申し上げましたように、非常に町の財政が窮屈だということからすると、町から出費がなくてもできるような体制。いわゆる協働で、お互いに助け合うと。町をどういうふうにするのだという方向がしっかり示される中で、この問題も早期に方向が見えてくるのではないかとこのように思います。そういう意味では、協働のまちづくりがいかなるものかという方向性を示していただくことが大切だと思いますので、その点についても、できるだけ早い形で示していただきたいというふうに思います。

4番目の生活保護政策については、最低賃金を基準にして生活保護費を引き下げるという報道がずっと走っておりまして、一般的には生活保護費が引き下げられるという認識に立っている方が多いというふうに私も認識しております。最低賃金との比較の中で、当然その問題が出てくるのではないかと感じていたわけでありまして。そういう意味では、それらの情報についてこういうふうになるのだと。例えば、最低賃金がどういうふうに計算されているのかとか、その辺に対する情報もしっかり町民に伝えと。その中で、町が何ができるのかという話になろうかと思っております。そういう意味では、これからのふるさと懇談会も含めてしっかりした方向が見える、そういう広報広聴活動という展開をするべきだというふうに思います。なかなかその足を運ぶのが難しいという方もいらっしゃると思います。ぜひ、押し付けにならないように、かつ積極的な広報広聴活動ができるようなそれぞれの部署でやっていただくと。この問題については、あえて川村議員が企画していることもありますので、その辺については触れませんが、ぜひそういう意味では先に向けての新たな方向性を見出していきたいというふうに思いますけれども、その辺についてのお考えをお聞かせいただきたい。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 昨日の河端議員あるいは西山議員にもお答えしましたとおり、協働のまちづくりに対する考え方は、行政と議会と町民が一体になって進めていくということできるだけ早くお示ししていくためにも、町民基本条例を町民参加のもとで作りながら、将来的な具体的な提案をしてみたいというお話をさせていただきましたし、除排雪の問題につきましても、単発的な政策だけではなくて地域協力もいただきながら、これもできるだけ早く実践会等を中心にしながら協力関係をつくっていききたいというふうに考えております。

ご存知のとおり、生活扶助に対する方式につきましては、水準均衡方式と申しまして、消費者支出と現代の生活保護費とのバランスの問題で1つの一定の基準の中で生活扶助費というのが決められているところでございます。

現実には、ワーキングプアとの問題があって、生活保護世帯が高いのではないかと。だから、生活保護の水準を落とすという議論が、先ほど私が説明したとおりでございますけれども、しかし、そのことによって最低賃金や全体の最低限度の生活のレベルが非常に低くなっていくのではないのかということも含めた世論が巻き起こって、今国の中でも政府の中でも慎重な厚生労働省を中心として検討しているようでございます。

含めて、これらの概要も機会があるごとに、またわかりやすく説明していかなければな

らないというのは当然のことでございますので、地域にときには出かけ、あるいは説明会を開きながらも、こうした福祉全体に関する問題をとらえて、町民にわかりやすい広報活動を展開するつもりでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） ぜひ、その努力を惜しまないでいただきたいと思いますとともに、町長が一定のマニフェストを含めた方向性を持って、行政を展開しようとしても、これはいくら能力があっても町長は1人であります。この90数人のブレーンと言いますか、町職員がいかにもその方向に向かって意識を高めて行政の仕事に取り組むのかということが問われてくるというふうに思います。そういう意味では、町民の目というのは町長1人に向けられているのではないという意識を職員自体が持って、この問題解決に取り組むということをしていただきたいということをお願いしておきます。

では、非常に時間ありませんけれども、次の問題に入りたいと思います。

次は、子どもの心身の健全な成長を支える教育政策についてであります。

忘れないうちに申し上げておきます。私の通告書、非常に誤字脱字が多くて申し訳ございません。また、読みにくいところも合わせてお詫び申し上げます。お気付きの点はご修正いただきたいというふうに思います。

文明の力により、社会環境の変化が早く、昭和の時代には想像できなかった課題が山積されていると思います。時代が変わっても、人間として成長する過程は同じだと私は認識しています。競争原理を重視する現況において、他人より自分との思いが先行し、時代に遅れになるまいとする大人社会の焦りが子どもの心の成長に影を落としているのではないかと感じております。基礎的な学力は身に付けなければなりません、強い体をつくり豊かな情緒を育むことが本当に“底力を持つ人づくり”の基となり、子どもたちが豊かな人生を遅れるのではないかとこのように確信しているところであります。

このような観点から次の点について教育長の所信を伺いたい。

1点目は、昨今、新聞等も含めて賑わせておりますけれども、いじめ等も含め子どもの病める心をどう支えるのか、その施策についてであります。

2点目は、子どもの育ちに、学校・家庭・地域社会がどのように連携すべきと考えているのか。教育行政が果たす役割は、どこにあると考えておられるのかお示しをいただきたい。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） ただいま「子どもの心身の健全な成長を支える教育政策」について、2点にわたってお尋ねがありましたのでお答えさせていただきます。

1点目の「いじめ対策も含めて子どもの病んでいる心を支える施策」のお尋ねでございますけれども、学校では、子どもたちが、どんな社会の変化にも対応し、心豊かにたくましく生きていくことができる人材の育成をめざしております。そのような教育を展開してございます。このような中で、心に不安や悩みを抱えた子どもたちのいじめや不登校などの問題行動が大きな課題となっております。このため、子どもたちの不安や悩みをしっかりと受け止め、信頼され・頼りにされる学校づくりに努めていくとともに、子どもたちへの対応や教職員・保護者への支援としての教育相談体制の充実に努めてまいりたいと思います。

また、いじめ問題につきましては、「いつでも」「どこでも」起こりうるということを認識しまして、児童生徒が発する危険信号を学校や家庭で見逃さず、早期発見・早期対応に努めるとともに、日頃から他人への思いやりや善悪の判断などを教える道徳教育の充実に取り組むなど、教職員が一丸となって対応していくとともに、保護者にもいじめに関する情報を適時に提供し、連携を図っていくことが必要であると考えております。

2点目の「子どもの育ちに学校・家庭・地域社会がどのように連携すべきか、そして、教育行政が果たす役割」についてのお尋ねをいただきました。子どもたちが明るくたくましく成長していくためには、学校・家庭・地域社会が十分に連携するとともに、情報を共有するなど、相互に補完し合うことが大切だと考えております。自然体験や生活体験・地域社会での様々な体験を通じて、これらが行われていくものと考えてございます。

子どもたちが成長していく過程では、過度に学校教育に依存する傾向が最近ございますけれども、家庭でのしつけや地域社会での活動が子どもが成長していく上で、重要な役割を果たしていくものと考えております。

特に、地域で行われております子ども会活動やスポーツ少年団活動など、地域の総合的な教育力を活かした活動は、子どもたちの心身の成長に欠くことのできないものでございます。また、このような活動で、様々な大きな成果が上がっているものと確信をしているところでございます。

今後とも、教育委員会としましては、子どもたちのすこやかな成長を願いまして、学校・家庭・地域の連携を促進する何らかの取り組みや教育環境の整備や各種事業の実施、団体等への支援を引き続きしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） ただいま、ご回答いただきました。もう少しずつ踏み込んだ内容になっていればなというふうに思います。そういう期待をしていたわけであります。

子どものいじめ等も近々にもいろんなことを聞きます。一番大事なのは、その子どもがいろんな状況にある中で、その心の内を吐き出せる状況、それをつくることが一番大事でないかと思えます。ある新聞の中に、非常に保健室の利用が増えたと。その利用の目的は、心の悩みが多いという表現がございました。それも半端な伸びではないのです。そういう点からすると、教科担任と言いますか、教室で教える教師と保健室の養護教員との位置関係が非常に違うんだという認識をきちっと行政側は持つ必要があるのではないかと。そこに対する充実をどう図るのかという点を私は期待したいというふうに思います。

まず、子どもが自らの悩める心を打ち明けると、吐き出すという1つの大事な要因は信頼関係だと思うわけであります。この信頼関係は、もちろん教師と子どもにもありますし、保護者と教師の関係もあるというふうに思うわけであります。やはり子どもは本当に1回怒られたとしても、自分が信じてもらっているということを実感すれば、その人に対しては相当なところまで自分の思いを伝えると、私もそういう経験したことがございますけれども、これはたまたまスポーツ少年団を通しての経験であります。そういう意味では、子どもたちとどう関わるのかという大人社会の姿勢でないかというふうに思うわけであります。大人が自分のいうこととやっていることが一致しないと、それについてはものすごく敏感に子どもが見取ってしまうと、適当なことを言いつくろっている悪口を振りまい

たと。それを知った子どもたちは、その大人を信じることはないというふうに私は思うわけであります。そういう意味では、やっぱり子どもと同じ目線に立って、しっかりと子ども認めていくということが大事かというふうに思うわけであります。

ある人がこんなことを言っています。今は、子どもと保護者がセットとして考えなければならない。保護者が学校に対してマイナスの体験をしているという場合、その学校に対していろんな批判があります。先生を信頼しない、それがそのまま子どもに移っていくと。だから、そういう状況にあるという認識をしながら子どもと向き合うときに、そのマイナスのところから向かわなければならないというふうに言われています。まさに、そのとおりだと思います。そういう意味では、大人社会がどうあるのかと。学校と大人社会・保護者との関係がどうあるのかということをしっかり行政としては分析し、方向付けしなければならないだろうというふうに私は思っております。

もう1つは、学校の問題であります。教師も当然子どもたちとどう向き合うのか、保護者に翻ろうさせないでという思いを持って、いろいろと四苦八苦しているというふうに思うわけであります。しかし、教師の心にゆとりがなかったらそんな対応はできない。こんなことも書いてあります。子どもから信頼される教師になるためには、先ほど申し上げましたように、教師の心のゆとりが大事だ。もう1つは、教師同士の信頼関係が大切だ。それは、まさに子どもがしっかり見ているということです。そういう教育現場の体制ができるように、もちろん我々大人社会、地域社会も教育行政も、しっかりと理解をして体制を整えるということが必要かと思いますが、その辺についての教育長の考え方をお聞かせいただきたい。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 子どもの育成に関わって、大人の社会が相当な影響を与えているということで、ご認識をお示されながらご質問をいただきましたけど、全く今お話があったことは私も同感であります。

高度成長期あたりからかと思えますけども、大人の気持ちの中に、心を軽んじて物質等をお金とか物質を重んじる風潮が、残念ながらわが国には広まってきたのかなと私は思っております。

また、経済が非常に厳しい中で、大人の心にゆとりがないというようなこともあって、それらがあるいは家庭において何らかの影響を与えているのかなということも思いますし、学校の現場においてもいろいろな影響を受けて先生方もゆとりと言いますか、ひょっとしたら昔よりは欠いている現状にあるのかもしれない。

そういった中で、今教育委員会としては、子どもたちの健全に発達していくためには、1つは教職員の資質向上ということがあるかと思えます。これは技術的なことばかりではなくて、議員が指摘された心の問題に対応できるようなそういったこと。それともう一方では、家庭においてのお子さんに対する関わり方というものについて、少し感じるところがございまして。それは、しつけとか道徳とか一言で済むようなことではないのかもしませんが、家庭で親御さんが子どもと接する時間を増やすとか、お話し合いをする時間をつくるとかと言ったそういった家庭、それと直接家族関係にない地域の人も子どもを優しく日頃から見守っていただくといった、こういった相互の関係が必要だと思います。これらを何らかの形で統合して、1つの1本筋の通ったものに何とかできないかなと、今

は漠然とした思いに過ぎませんけども考えております。子どもたちが明るくすくすくと育てる環境をこれからもつくっていけるように努力してまいりたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 最後に一言だけ言って終わりたいと思います。

信じること、信頼というのは根拠のないことをあえて信じることだと。また、教育・育児の目標は、自立の援助であると。信頼は自立を援助するための必須であるということが書かれておりました。ぜひ、そういう姿勢を持って、さらなる教育に対する方向を深めていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

議長（橋本憲治君） 3番、上原豊茂君の質問が終わりました。

ここで午前11時15分まで休憩をいたしたいと思います。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時17分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り一般質問を継続いたします。

先ほど上原議員から一般質問がありました。町長から答弁の補足がありますので、お願いしたいと思います。

町長。

町長（菊池一春君） 議長のお許しをいただきましたので、先ほど上原議員の再質問に対して、私の答弁がずれておりましたので、時間ございませんので少し補足をさせていただくことをお許しいただきたいと思います。

先ほど、畑かん等、あるいは土地改良区等の水利の事業を実施したことによって、水道事業に対する影響がないのかというご質問でございました。私は、水量の話ということで勘違いをちょっとしておりまして、今出ておりますそういったいろんな農家の方が水を散水していると、一般的には私どもの水道会計から水道を利用させていただいていると、そのことがかん水等の川の水等を使うということが増えていくと、当然水道料に影響してくるということはお心配のとおりでございます。ただ、こうした水の水利のことについては、どの規模でどのような形でということは見えませんが、どのぐらい影響があるかということも数字は示すことはできませんけれども、いずれにしても、これは水道事業全般の影響は出てくるということを含めて、将来的な課題とさせていただくということでお許しをいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 一般質問を続けます。

次は9番、川村進君の発言を許します。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） 一般質問通告書にのっとり、質問をさせていただきます。

はじめに、指名入札についてお伺いしたいと思います。

9月18日に実施されました指名入札（交通安全対策工事）についてお伺いします。

この指名入札は、Aランク2社、Cランク1社の3社による入札でありました。しかし、Cランクの入札上限金額は3,000万円となっております。そして、この入札は消費税

を入れますと3,900万円を超えております。そうすると、これはCランクの場合、この入札には参加できないのではないかと思います。

2つ目、この入札から外れましたAランク2社、Bランク1社、Cランク2社がございます。どうして参加していないのか理由をお尋ねします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、9月18日に行われました「交通安全対策事業」入札執行に関わる指名業者選考についてのお尋ねをいただきました。

1つ目の「工事等級ランクと指名業者ランクとの関係」につきましては、指名にあたりましては、訓子府町の財務規則に基づく審査基準によって行われているものでございまして、今回ご質問の9月18日執行の交通安全対策事業につきましては、予定価格による工事区分では3,000万円から5,000万円未満の工事となることからBランクになります。

しかし、指名基準において「特に必要がある場合には、予定価格に対応する格付等級の上2位及び直近下位の格付け等級に属する業者の中から指名または選定することができる」旨、定められております。

さらに、指名業者の選定にあたっては、信用度・工事成績・技術的適正性なども求められておりまして、特に、この工事につきましては、国の補助事業でありますので、補助事業実績の有無をも加味したものでありまして、この工事に指名した3業者はいずれもこれら要件を満たしているものでございます。

次に、2つ目の「指名基準のランク内にある業者が入札から外れた理由」についてですが、ランクごとの業者名はこの場ではあえて申しませんけれども、この工事発注は町内に本社のある業者を中心に指名しております。

また、前段に申し上げましたように、この工事は国庫補助事業でございますので、この入札で指名しないB及びCランクの業者は、指名願の書類上でも過去において補助事業及び補助事業以外の道路工事についても実績がないということもございます。

しかしながら、入札の透明性、あるいは公平性の観点から申しますと、川村議員のご質問の中にもございます一部町外に本社をおく業者は、技術面においてもこの基準を満たしておりますので、今後指名にあたっては十分考慮してまいりたいと思っておりますのでご理解を賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） そうしますと、もうこれではっきり言いまして、町長の今の答弁でこの質問は全部終わりのわけですか。

しかし、希望的に言いますと、この指名というのは、町民が先ほど来、いろいろ同僚議員・先輩議員が質問しておりますけれども、信頼関係を損なうものであってはいけなし、なおかつ、町民が見ておりますので、不信感を抱くというこれは絶対にやっていただいはいけない問題だと思います。

それで、あえて私は言いにくいことを質問に出したわけなのですが、これは当然町長が言われるものであれば、経験とかいろいろなものであれば、ここに評価点という私らは言っていますけど、点数が付けられているわけです。その中の上位Aランク2社、それらは点数が高い、この工事に関して抜けている業者は点数が高いということは、本町において

はAランクということ以上に優秀な企業であると評価をしたからあるわけで、そして、本社機能が移ったというご説明ですけども、本社機能が移るということがわかり、移ったときにどういう手続きをされているかというのが問題で、できれば透明性を持つためには、前回他の課から木材の販売について、適格業者は6社ですと、そして、その手続きしましたところが2社は辞退をされましたので、4社によるきちんとした手続きによって入札が行われましたという説明があって、これはなるほど素晴らしいものであるという評価をしております。ところが、今回のこの入札においてはまず適格業者をどのように得られるかということとか、いろいろ不明な点がございます。

それで町長をいじめるわけでもありませんし、何ら問題はないのですけれども、とにかく事務的にやられるということは今後の入札に対しての考え方を何とか聞いていただきたいと思います。でなければ、本社機能があるないということは言い訳に過ぎず、本社機能を北見市なりどこかへ移したというものも、ここの指名というのに対しては外されると思っていなくて出ていったのではないかと思われまます。町長、事務的におやりいただきたいのですがどうでしょうか。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 手続きの話と細かい部分については、私のほうから返答させていただきますけども、まず町長の回答のほうで前段お話ししましたように、町外の業者等の関係ですけども、実は会社が合併したということで町外になったという事実でございませけども、実際に契約する段階でその合併したときには、その本社と合併する、支社と合併するというようなことの基準というのが出てこようとは思うのですけれども、ただ一番の問題は、本来入札というものは一般競争入札でやるべきだろうという部分が本旨でございませけども、ただ地場産業の育成とか、もちろんそこで働いている方が支店があるということで、他の本社よりも訓子府町の雇用者が多いというようなこともありますし、そういう面の広い意味でいけば、地場産業の育成ということも考えれば、今川村議員がおっしゃった部分については、十分考慮するに値するものだと思いますし、その部分については今後においては十分検討していくという町長の返答だったというふうに考えております。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） これらのことについては、あまり深く追求するといろいろ私自身にもいろいろなことが関係するような、起きかねない問題がありますので。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 議員の趣旨は、十分踏まえているつもりでございます。

より競争を原則として、全国に公募をして入札を執行するのが、これが基本であります。しかし、私たちの町は産業育成というものを持っておりますから、過去何十年にもわたってそれぞれの経過を踏まえて議会でも承認をいただいて入札、そして、落札という結果を得ているのも事実でございます。

しかし、総務課長が申したように、合併等のいろんな事情の中で、大変厳しい企業、それぞれが厳しい状況にありますし、合併したところも本社を持っている事業所もそれぞれ職員を抱えております。ですから、可能な限り私はすべてフリーだなんてことにはならないと思いますけれども、しかし、地元の事務的に川村議員のおっしゃるように、地元企業、そして、ここに営業所を置く等のものも含めて、あらためて新年度から実施するように、

私は就任早々指名委員会等に指示をして検討をお願いしているところでございますので、川村議員の主張を受け止めながら、さらに新年度から考え方が実行できるように努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） わかりました。

とにかく私が言うように、事務的にお願いしたいと思います。係員がつくる、係長が印鑑を押す、課長が印鑑を押す、そして、町長が印鑑を押す。これは何もおかしいこと言っているつもりはありません。ただ、町民が見ております。信頼関係を損なわないように、協働のまちづくりをお願いするときに、やはり信頼関係は大切だと思います。町民が見ておりますので、どうか町長、よろしくご配慮をいただきたいと思います。

それでは質問を変えます。

2つ目に、地域担当職員の配置について、お尋ねします。

地域担当職員の配置については、来年4月スタートとなっております。その進捗状況についてお伺いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 地域担当職員の配置につきまして、お尋ねをいただきましたのでお答えさせていただきます。

地域担当職員につきましては、地域住民と行政との関係の持ち方の政策でございますので、今日分権型社会は、住民が自ら考え、行動し、住民と行政が共に責任を負う社会ということで、私は昨日からも申し上げているところでございます。そのため、町ではさらに地域の方々と密着したまちづくりを進めるために、「地域担当職員配置」を検討してきているところでございます。ほかの管内でも、他の自治体でも取り組まれているところでございますけれども、地域担当職員には、これと言った国の定めや道の定めやそういったものはございません。ですから、この町がふさわしい地域担当職員のありようを検討していると。地域住民と行政とが関わるかが、どのように関わるかという事業でございますので、そういった点で、地域づくりの先導的な役割を担っております町内会長や、あるいは実践会長のお考えを十分に伺った上で、今後も進めていかなければならないということで検討を続けているところでございます。

町内会地域におきましては、7月に町内会長で組織しております町内会連絡協議会で実施しました視察研修をもとに役員会でお話し合いをしているところでございます。また、実践会地区におきましては、町内会長での議論を踏まえて、先般の実践会長会議におきまして、アンケート調査を実践会長にご依頼を申し上げたところでございます。今後は、アンケート調査の結果をもとに、各町内会・実践会長と協議しながら、この担当職員の制度に反映していきたいと。

そして、地域担当職員の配置につきましては、町民と行政がより一体的なまちづくりを進める「協働」を目指す施策でございますので、さらに先進事例に学び、町内会・実践会のご期待に応えるべき事業でもございますので、十分な議論を尽した制度として導入していかなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） 地域担当職員の配置につきましては、この町長が何かの機会に話

したときに私は非常に期待をしていました。それで、この職員の配置になぜ期待したかと言うと、町でやっていることが町民の方々によく伝わってないというこの問題があるのです。

それで町民の先日来、後期高齢者医療とか、いろいろな保険制度とか、私らもわからない何もわからないということがいっぱい出てきて、それこそ猫の目のように変わる行政というのが事実です。その中で、あるお年寄りが「とにかく俺らは役場に金を取られていた」と「それを役場が取る金を農協で引かれていた」と「赤字になって農協から農家を辞めれ」と言われる。「そういうことが辛くて、とにかく妻と2人で一生懸命働いた結果、何をどう取られたかわからないけれど65歳になったら、役場が手続きをしてくれて年金があたった」という説明。

これは本当に、私の母親は数え90歳で亡くなりました。そのときに、介護保険を引かれるということにもものすごく不信感を持っていました。それを取り除くためにも、この地域担当職員という方々が、いかに重要な役目を持って業務を遂行していただけるかということ。

それで先ほど来、先輩議員が私がとや言いました。私が言いたかったことを全部先輩議員が言ってくれていますのであえて言いません。雪はねの問題であるとかいろいろ。ところが、今回のお話の中で雪はねの問題の中で、高齢者、それから生活弱者と言われる方から3,000円の負担がされているわけなのです、はっきり言います。これらについて、私はどうも納得いかないという思いがありました。これは自治活動、町内会活動とか、いろいろありますからどこまで入っていけるのか、入っていけば「偉そうに町議会議員になったと思って生意気に」というこういうしっぺ返しが十分あります、今まで私の生活の中に。ですから、入っていけないところがあります。

この地域担当職員というものが、いかに重要な役割を担ってくれるか、非常に期待しているところであります。それで、とにかく地域と密着し、それがパイプ役になる。それについて十分町民課及び福祉保健課の課長にはがんばっていただきたいと思います。町長、どうですか。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（中山信也君） 今、川村議員のほうから貴重なご意見をいただきました。大変ありがとうございます。

ただ、地域担当職員については、あくまでも地域づくり、地域の町内会や実践会のほうに入りまして、そこの全体的な課題解決するのが主な役目になっていきます。その中で打ち解けていく中で、そういった個人的ないろんなことについても、いろんなご質問やご説明や何かになってきますけども、また専門的な話になっていきますと、事務を担当しているほうが担当していくことになっていきます。そういった面では、川村議員の言われるように、そういった事業は持ち帰り、役場の担当しているところに伝えたり、新たに詳しく説明したりということができのかなというふうに考えておりますので、ご参考にさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま川村議員のほうから、行政・福祉制度なんかがかんころ変わる、猫の目行政というようなことをご指摘いただきました。現実問題として、

私担当しております福祉保健課で所管しております事務につきましても、ここ近年介護保険ですとか、障がい者関係ですとか、医療制度ですとか、制度が本当に法律がころころ変わっております。そういう部分での住民周知という部分では、我々の努めだなというふうには十分に認識をしておりますけれども、そういう面で十分にお伝えできない部分もあるのかなというふうな反省も含めまして、今後そこら辺のところを十分に努めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） わかりました。

とにかく私いろいろお話を聞きたかったのですが、先ほど先輩議員がいろいろ聞いております。本来聞くところを全部、いいところももっていかれたという感じでございます。

それでは、次質問を変えたいと思っております。

高齢者と身体障がい者の雇用対策について、お伺いしたいと思います。

これは、第2回定例会において「季節労働者の雇用」について、私一般質問をさせていただきました。そのとき、町長から「少しでも雇用の機会を拡充し進めていきたい」という答弁をいただいております。これは高齢者と身体障がい者の雇用対策は、町長はその後どのように考えが変わられて、また今もどういふふうにご考えておられるかについてお伺いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 「高齢者と障がい者の雇用対策をどのように考えているのか」とのお尋ねでございます。

高齢者や障がいのある方の雇用情勢は、道内の景気の低迷だとか、公共事業の減少などもありまして、非常に厳しいものがございます。

本町における高齢者の雇用の場としては、高齢者勤労センターがございますけれども、高齢者の蓄積された経験と技術・能力を生かして、自らの生きがいのより一層の充実と社会参加を希望する方々の就業機会の増大を図るという目的を持って、現在約40名の方が会員として登録をされて、実際には様々な仕事を就いている状況でございます。

さらにまた、障がい者の雇用の場としては、NPO法人福祉サポートきらきら本舗の「喫茶たんぼぼ」及び「わたぼうし分室」で、授産事業を通じての社会生活適応技能訓練などに10数名の障がいのある方が参加されているところでございます。

今後においても、これらの活動を助長するための支援を続けていきますとともに、障害者雇用促進法などを通じて、大きな職場等に障がい者の雇用等の積極的な促進を図るよう努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） 今のは6月とそうそう変わらない内容なのですが、このとき季節労働者の雇用について25万1,000円ほどの予算が付きまして、それ私、確認をさせていただきました。本年12月10日から実施されまして、日当が7,300円、そして、6名の方が5日間という予定でこの仕事にかかっておりました。これはひょっとしたら5日にならないかもしれない、4日ちょっとに作業の進行状況で変わるかもしれませんという担当者の説明がありました。それで私はこのときに、「これは確認してやってくれたんだ。良かったな」ということなのです。

ところが、このとき牛のオーナー制度というものを取り入れ、そして、身体障がい者を受け入れて、作業所もしくは生産工場をつくる、何かをつくって道職員の派遣を受ける、指導員として派遣を受けてぜひやってほしいと。そして、「福祉の町」の宣言をお願いしたいということを言いました。ところが、町長はすべからく「やるつもりはありません。やるつもりがありません」と言って、はっきり言って否定されました。

でも、先般の道新の報道によりますと、この牛のオーナー制度、半ば詐欺商法のようなことを書いていましたけれども、2年ほどで100億円からの資金が集まったというような報道がありました。ところが、これは配当金を出してないとか、いろいろな問題、詐欺商法まがいの。ところが、本来ですと市町村が第三セクターなりなんなり、公社なりをつくってやったときには、そのような問題は起きないと思います。そのときに私は思ったけれども、100億円なんていう資金が簡単に融資してもらえるのかと驚いたところです。

それで「やはり本町においては、菊池町長になったともものすごく期待して、町長の一挙手一投足には全町民の期待が」ということもお話しました。私は、そのときいろいろな関係各位に相談をして、何とかいろいろ雇用についてはやりたいと町長言っていましたもので期待していたのですが、基本条例をつくるほうが急ぐということでしょうか、本来基本条例をおつくりになるっていうことは、財政状況を町民に知らせたい知ってもらいたいというお話ですけれども、町長が5月に新聞等に記者会見を行いました。そのとき町長のお話は、確か「これほど財政がひっ迫しているとは思っていませんでした」と「だから、今回私は、身体障がい者、車椅子による移動をできる車、それに100億の予算を私はこれだけを付けさせていただきました」というお話だったと思います。

そのとき私は思ったのですが、「当然行政、支庁というものに一番必要なのは人口を増やすことであろうと、それから財源の確保であろう」ということを言いました。それで「人口を増やすということは、消費につながりますよ」ということも言ったはずなのです。しかし、町長からは何ら詳しい回答を得ていません。しかし、私は未だにどうしても、人口を増やすということ、財源の確保ということは頭から離れないのです。

それで今回お願いしたいのは、調査費200万円ないし300万円を付けていただいて、町職員の退職者、農協職員の退職者、または民間からの何らかの形のその方たちに、訓子府町が今財源がないときに何をやるかということ。それは工場をつくるか、何か施設を持ってくるか、工場を誘致するのは難しいとかと言いますが、工場誘致できなければ工場を建ててもらわなければならないと思います。それで、何とか基本条例をつくるのと一緒に足並みを揃えて調査費を付けていただいて、そして、生産工場、町長は夜間町長室開放のときにいろいろ言われたときに、町民の方が何かをつくっていただいて行政がそれを応援する形をとりたいというお話ですが、私は逆だと思います。何とか行政で予算化、調査費を付けていただいて、そこに何かやれるものを探していただく、それで昨日町長は道の職員を講師に招いて何かをやりたい、勉強会をやりたいと言いましたけども、民間の力、民間の方、これはスピードがあります。スピードを持ってどんどん進んでくれますから何とか調査費を付けて、一つ訓子府町に何か生産工場でもつくれる仕組み。昨日の話では、「牛がダメなら羊でいくかい」という話を同僚議員から先輩議員が言いました。

とにかく働く場所、それから財源を生み出す、それを考えていただきたいので、何とか調査費200万円ないしは300万円の調査費を付けてやっていただきたいのですが、い

かがですか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ここは議論の場ではありませんので、ご質問に適切にお答えするということですが、川村議員の私の答弁に対する理解はいささか誤解をしているところがありますので、あらためて私自身はオーナー制度についても、むしろ積極的に住民の方の動きをぜひ期待したいと。行政が先をするというよりは、むしろその住民の方々の様々な動きに対して、行政が適切でしかも可能な限りの対応なり支援を考えていきたいと。しかし、形のないものを行政がつくるというのは、慎重な対応をさせていただきたいということをお話し申し上げたところでございますので、例えば今回の補正でも出ておりますし、酪農家の牛のTMRセンターの補正をさせていただいてございます。これも今飼料高騰の中で、酪農家たちが今自分たちが自らの餌づくりを含めて、そういうものをつくっていきこうということで動き出した大変すごい、全道的にも何か所か出てきておりますけれども動きでございます。これは農業団体や生産者、それから行政的にも相談を受けながらやったことでございますけれども、何とか行政で支援できるものは支援していきたいということで、私たちは努力しているつもりでございますし、同様にそういったオーナー制度がいいかどうかは別といたしましても、そういう形あるものを意識ある人たちが計画し、そして、実践しその中で私たちに対する問いかけをいただきたい。非常に厳しい中で、やりましょうやりましょうという掛け声だけではできないという状況であることも、行政の立場として現状の立場としてはご理解をいただきたいと。

それから、例えば私ども答弁のほうで、季節労働者の雇用の問題でお話をさせていただきました。とりわけ町有林のつた切りについては、やりたいという話を私は答弁の中でさせていただきましたけれども、中身的には農林商工課長には今年度のつた切りがどうなっているかというお話はさせていただけることはできると思いますけれども、農林商工課が中心になって、役場が委託発注しているものをより季節労働者の方に働く機会として、わずかでもそういう機会をつくることできないかということで調整し、次年度に向けて内部調整をした経緯がございます。いろんな問題が今ありますけれども、しかし、私どもの姿勢としては即座に雇用、企業誘致等については非常に難しい情勢でありますけれども、まずはできるところからということでの答弁をさせていただいたということで、これにつきましては、今後も努力していきたいと思っておりますのでご理解を賜りたいと思っております。

なお、つた切りについては農林商工課の課長のほうから答弁させますので、よろしくお願ひします。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） つた切りの関係につきましては、今年度実施しましたけれども、4日間、結果的4日間ということで総額約21万円と。

場所につきましては、北見市にある町有林ということで、これについては来年度も一応継続して実施するというので、提案させていただこうというふうに考えております。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） わかったつもりですが、どうも納得いかないのは、財源の確保と雇用の確保の両面を助けるものは、私は何かの生産工場を町がつくらなければならないということを行っているわけです。それで、200万円ないしは300万円の調査費を付け

てやれることはないのだろうかという質問をしたつもりです。町長が、それをやるつもりがないのであればやるつもりはないと、必要ないと思えば必要がないという答で、私は町長のおっしゃっていることは耳が悪くなりましたがちょっとあれですけども、そう誤解はしていないつもりです。

そして、私の終始一貫して言うことは、財源の確保と雇用の確保。これをなくしては、町長が言われる「自律の町」ということ、「協働の町」というものはできあがらないであろうと。

そして、この5月の町長が発信しました「訓子府町の財政がこれほどひっ迫しているとは思わなかった」というときに、当然考えていただかなければいけないのは、どこに財源を確保するかということです。それで、町長は自らの給料を23万円下げました。私は反対しました。そんなバカなことをやらなくて、よそから財源を持ってきてほしいというお話をして、私1人が反対しました。これが良かったかどうかは、私は未だに反対して良かったと思っています。

けれども、とにかく何とかしてやっていただきたいのは、雇用をつくり出すという作業、そして、その雇用から生まれるものは人口増で、消費が増えるということと、そして、頑張る自治体、いろいろのお金があるというそういうものに飛びつく、いろいろなものがあるかもしれません。しかし、基本的にはそれにつながるものであっても、あるのが正しいやり方なのでしょうけれども、基本的な考え方はどうしても私は雇用の場をつくっていただくと。財源を確保するのは、菊池町長にやっていただかなければ、町民は納得しないと、期待しているというものですから、何とか200万円ないし300万円の調査費を付けて、来年4月に間に合うようにやってほしいと。やらないならやらないでいいです。必要がないと思ったら必要がないでいいです。お答えいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 調査費のちょっと意味がよくわからない。こういう事業をやることに対する調査費というのか、それとも住民が自由に、例えばよくやっているように町民税の1%をいろいろな事業の計画なんかにも使えるような予算措置をしてくれということなのか、そここのところがちょっとよくわからないのですけども、いずれにいたしましても、今予算策定の段階で、そういう住民が経済活動を自ら提案し、そして、自ら実施しようとしているものに対する補助、そういったものの設置をするかどうかも含めて検討すべきという指示はしていますので、全体的な中で検討をさせていただきたいと。その金額が200万円というのは、ちょっとそこまでは責任持てませんけども、いずれにいたしましても、そういう財政も含めて内部検討を今しているという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから雇用のことにつきましては、これは本当に言われるとおりでございます。しかし、今企業誘致等について大変厳しい。これはむしろまだ海外出ていくという状況でございますから、今ある小売商業やそういった町の商店街小売商業関係者も含めた活性化を商業者自らが今努力しているというところでございますけれども、私どものほうとしては、何とか来年実態や状況も含めた把握ができるような調査を、大学の学生や研究者を招いても、状況やそして提案をしていただこうということで、今予算措置の提案をしようとしている、内部検討をしているところでございますので、広い意味では今の訓子府の小売商

業やあるいは雇用そのものを拡大していくような、何とか施策を厳しい中でも努力をしてきたということで、今、来年度に向けて詰めているところでございます。

それから財源の確保につきましては、これはまだまだいろいろあるでしょうけども、今日の新聞を見ておわかりのように、政府は地方財政に対する支援策を少しほのめかしているようでございます。5,000人規模の自治体であれば6,000万円のうんぬんです。しかし、これも中身は見えません。一時的なものなのか、我々が要望している交付税に対する平成15年度並みの予算確保をぜひということよりは、むしろ単年度的なものなのか、もしかたありません。さらには、再生各種事業に対する交付税の交付金なんかの予算措置なのか、この辺はわかりませんが、いずれにいたしましても、ふるさと納税等のいろんな施策が平成20年度は出てくるようでございますので、それらも積極的に活用しながら、歳入の広げるといふ努力を今後も続けてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） 言われることはわかりました。

しかし、私の言っているのが伝わっていなかったのが残念なのですが、私は依存財源のお話をしていません。自主財源のお話です。あくまでも、私はちょっと言葉が足りなかったのですが、財源という今後私が言う財源というのは、中身はあくまでも自主財源、訓子府町が自らつくり出すという財源の話ですので、今後とも町長よろしくご理解お願いいたします。

それでは最後に、もう時間ですから、15分余して終わりますけども、どうか一番最初にお話した入札の件は、事務的によろしくお願いしたいと思います。

終わります。

議長（橋本憲治君） 9番、川村進君の質問が終わりました。

ここで昼食のため休憩をしたいと思います。午後1時から行いますので、ご参集をお願いしたいと思います。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り一般質問を継続いたします。

次は10番、小林一甫君の発言を許します。

10番、小林一甫君。

10番（小林一甫君） 通告書に従いまして、一般質問をいたします。

まず、ふるさと銀河線代替バス運行に関する今後の対応について、町長にお伺いしたいと思います。

北見市から池田町まで運行されている「銀河線代替バス」は「ふるさと銀河線」が廃止された後の沿線住民が利用する唯一の公共交通機関であります。

平成18年4月20日に「ふるさと銀河線」が廃止、翌日から「銀河線代替バス」が運行されております。路線の維持に対する不安・利用上の不便さ、さらに運賃に対しての不満を訴える声が多いことは、私どもも認識しているところであります。

「銀河線代替バス」の維持・運行は「国鉄」から「池北線」を継承した町の行政としての責任があると考えます。

2度目の厳しい冬を迎えるにあたり、「銀河線代替バス」を今後も町長の所管の行政として永続的に行うことを明確し、町民の不安と不満を速やかに解消すべきと考え、町長の所見をお伺いたい。

5点について、お伺いしたいと思います。

1点目は、東急資本が撤退いたしました、今後の「銀河線代替バス」の運行・継続に影響はないのか。あるとすれば対応は進んでいるのかお伺いをいたしたい。

2点目は、乗客の減少により、便数が少なくなることはないのか。また、会社との協議はされているのかお伺いをいたしたい。

3点目は、遠距離から乗車されるお年寄りのために、トイレの配慮はされているのかお伺いをいたしたい。

4点目は、これから厳しい冬の寒さを迎えるにあたり、待合所に暖房の必要性があると思うが考え方を聞きしたいと思います。

5点目に、特にお年寄りが待合所でバス待ちをされていて、置いて行かれることが度々あると聞いておりますけれども、これらを解消するために、表示方法をぜひ考えるべきと思いますけれども、検討した経過があるのかお伺いをいたしたい。

以上、5点についてお伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま代替バス運行に関する今後の対応につきまして、5点のお尋ねをいただきましたのでお答えさせていただきます。

その前に、お尋ねの中で「代替バス」という表現がございますので、その点につきまして、冒頭、お話をさせていただきたいと思います。私どもは、これはすべての沿線自治体と理解していただければよろしいかと思っておりますけれども、代替バスのダイヤ編成にあたりましては、既存のバス路線を含めて、運行ダイヤの調整を行った経緯がございます。

その中で、ふるさと銀河線の列車ダイヤを踏襲すること、自治体負担が生じない効率的で町民生活に支障がない運行ダイヤにすることを基本として協議を行ってまいりました。そうした意味では、現在、運行しているすべてのバスが代替バスであると言えますので、その点のご理解をいただきたいと思います。

それでは、1点目の「東急撤退によるバス運行の影響」についてお答えさせていただきます。バス会社から、この件に関する特別な協議は現時点ではございませんので、私どもとしては現時点で心配はしてございません。

ご案内のとおり、路線バスの収支赤字額については、国と北海道、場合によっては関係市町村が協調して行う生活交通路線維持対策事業費補助金によりまして、その収支赤字を補てんする仕組みになっておりますので、ご存知のとおりだと思いますけれども、この点も含めてご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の「乗客の減少による減便の可能性」についてでございますけれども、利用者の減少によりバス運行の収支が悪化してくれば、当然、自治体のそれぞれの市町村の負担が増えるということになります。

財政問題はともかくといたしましても、空バスの運行に町費を投入することにつきまし

では、ある意味では町民の理解は得られないということも考えますので、利用実態に応じた効率的な運行の見直しは、当然今後、必要になるというふうに考えております。

なお、代替バスの運行協議時に開催した北海道と北見バス側の1市3町の首長会議、町長市長との会議において、将来の状況によっては運行本数の見直しを行うことを申し合わせた経緯がございますので、この点につきましてもご理解を賜りたいと思います。

また、夏・冬のダイヤの改正の際には、北海道と沿線市町、そして、バス会社を加え、協議することにしておりますので、お尋ねのあった運行本数の見直しについても、近い将来、協議しなければならない事項であるというふうに考えております。ただ、この点で申しますと、バス会社が独断的に一方的に減便できる仕組みにはなっておりませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、3点目の「トイレ付きバスの導入」についてでございますが、本町を通るバスは生活交通路線でございまして、時間によっては定員一杯の乗客を乗せて運行している状況でございます。

路線バスにつきましては、乗車定員を確保するという必要性がありますことから道内の状況を見ましても、生活路線バスのトイレ付きバスを導入しているという実態はございませんので、現実的にある意味では無理があるというふうに考えてございます。

なお、これを補完するために、乗客の申し出により、主要停留所でトイレタイムを取るなど、柔軟な対応を取ることにしているとバス会社からは聞いておるところでございます。

次に、4点目にお尋ねのあった「待合所の暖房の必要性」につきましては、待合所の性格から考えまして、必要最小限にとどめることを基本に、展示コーナーでの行事等の催しなど、特に必要な場合には対応していきたいというふうに考えておりますので、この点につきましてもご理解を賜りたいと思います。

次に、5点目の「バス停における通過バス」の問題でございます。ご指摘につきましては、今後、バス会社とも対応を協議してまいりたいと考えておりますが、バスが近づいてきたときに乗車する体制にない場合、例えば、バス停の標識から遠く離れて後ろ向きに立っていたり、物陰に立っている場合など、あるいは歩行中の場合など、運転手が乗客として認識できない場合が考えられます。こうした運転手に過失がない場合には、利用者にお話することで、一定程度、再発は防げるものと思っておりますけれども、運転手の見落としによってバスが通過することは、これはもうあってはならないということで、私どもは理解しておりますので、こうした事例が生じたときにはバス会社の責任でタクシーの利用も含めた対応をするということも聞いておるところでございます。

日常の中で、バスに対する不満や改善事項につきまして、町に連絡があった際には、その都度、バス会社の幹部に改善を申し入れるところでありまして、バス会社からは日にちと何時のバスで、どこのバス停かの情報をいただければ、厳正に対処したいとの回答をいただいているところでございます。

いずれにいたしましても、今回、ご指摘いただきましたような事例が生じた場合、または把握した場合には、その日時・場所を特定し、バス会社に通報するか、町にお知らせいただくことが再発防止につながるものと考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） ただいま答弁をいただきましたけれども、再質問の中でいろいろ

ろとお伺いをしたいと思います。

まず、1点目の東急資本の撤退について、特別な協議をしたことがない。また、影響はないであろうというような答弁をいただきましたけれども、代替バスという名称の意味は重いと町長も認識していると思いますが、地域交通を守ることが自治体の使命であり、その責務から銀河線に代わる交通機関として代替バスを運行したということは忘れてはならないと思います。

8月23日に北見において、1市2町ですか、北見市と訓子府町・置戸町の議長と副議長が集まって会議を開いたわけでありますけれども、議題に対してはふるさと銀河線の跡地利用ということで周知をしたのですけれども、1点だけ私のほうからお伺いしたのは、東急デパートが撤退するが、代替バスの運行に影響はないのかというようなことで問題提起した経過がございます。その中で各議長・副議長の方々は、影響は必ず出てくると思うが、今の時点ではちょっと判断尽きかねるというようなことで話は終わりましたけれども、今町長からそういう部分で心配はしていないというような答弁をいただいたわけでありますけれども、私は影響が出てからでは少しちょっと遅いのではないのかというような感じを持っていますので、それ以上のお答えをいただけるのかわかりませんが、もう一度その辺のことについて考え方をお聞きしたいと思います。問題が出てから対応するのか、何かその前段で対応するのか、もう一度お伺いをしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま東急撤退の関係のバスの運行に与える影響ということで再質問をいただきました。

現時点では、町長から回答しましたように、具体的なご相談というのがないものですか、私どもとしては今のところ心配していないと。

そして、またバスの補助金の仕組みからいって、バス運行そのものが赤字で運行しているという実態、若干の赤字は抱えているかもしれないけれども、そうした実態にもないということで特に心配はしていないわけですけれども、ただこれから定期的に関係1市2町、道を含めた協議会ですとか、あるいはバス会社とも協議する場、これから言うこともありますので、議員ご心配をなされている分につきましては、ご相談してみたいと、協議してみたいというふうに考えております。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） わかりました。そのことにつきましては、あまり問題は複雑にならないにうちに対応をしていただきたいと考えております。

次、2番目の乗客の減少により、便数が少なくなるということを質問したわけでありますけれども、今の段階ではそういうような便数の減便まで協議されたことはないというようなことであります。

それにちょっと反対というわけではないのですけれど、その部分でちょっと今状況が変わったということもあります。例えば、最近乗客が増えたというようなそういう話も聞いておりますけれども、これは燃料高騰で自分の車で行くよりもバスを利用したほうがいいのかどうかと。そういうような影響も出ているのかなと思いますけれども、この要因がわかれば教えていただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 今の燃料の高騰によりまして、乗客が増えたというお話だったのですけれども、公式なものとしてそうした情報を私もまだ確認しておりませんので直接的なお答えできないのですが、ただ長いスパン、ここ1年間の状況で申しますと、このふるさと銀河線が廃止になってからバス運行になったと。そして、そのときのバス運行に今までのバス運行と銀河線廃止後のバスの乗客数を見ますと、ほぼ銀河線の利用者数がそっくり逸走しないで、減らないで、今バスに乗っていられるというような実態が、バス会社の報告で確認できてございます。

先日、北見市でも利用乗車の実態調査を行いましたけれども、その結果を見ましても、あるいは私どものほうで、バスの運行状況ということで平成18年度の状況等も調査した結果がございまして、それを見ましても、代替バスによるバス乗客の逸走というのは確認できないと。ほぼ差額補助ですとか、そういったものが奏功しているのかと思いませんけれども、乗客が減ったという極端な状況にはないと。若干の自然減というのは、これはもう致し方ないものと思えますけれども、バスになったことによってお客さんが減ったということがないと。そして、先ほど言いました燃料のことについては、ちょっと確認をしていないのでご回答できないということでご理解をいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） 2番目のことについては、今まで銀河線を利用していた方は、そのままスライドしてバスのほうに移行したということであろうと思えます。この辺は理解ができました。

また、燃料高騰による乗客の移動というのが、今の段階では把握していないということでもありますので、もしもその辺も、今後わかるとしたら教えていただきたいなと思えます。

次に、3番目の遠距離からの乗車されるお年寄りの方に対するトイレの配慮の件でありますけれども、バスにトイレを付けるというようなことではなくて、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、そういう要望があれば、例えば置戸行きとか、境野の「あくり」とか、訓子府の駅を利用してというようなことであろうと思えますけれども、お年寄りがそういう表示をきちっとできればいいのですけれども、やはり引っ込み思案と言いますか、そういうお年寄りが多いということも考えますと、必ず置戸では停まりますよ、訓子府では停まりますよというような、そういうような配慮もぜひあっていいのかなというようなことを考えております。陸別からですと置戸か境野か訓子府と。そういう何か所かトイレを利用する機会もあると思えますけれども、バス会社にすれば時間的に余裕がないということもあるかと思えますけれども、できればバスの待ち時間を少し延長して、そういう配慮をしていただきたいなというようなことを考えるのでありますけれども、これも代替バスを走らせた行政の対応であると思えますけれども、私はバスの中にトイレを付けるといったようなことは言っていないので、その辺もう一度お聞かせをいただきたい。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 主要のバス停でトイレタイムを取ったらいかがかというようなお尋ねでございました。

それで、これはバスの区間が非常に長くなってございます。陸別から北見までということで、少しでも早く目的地に到着したいという乗客の心理が出てくるかと思えます。

それで、北見市が実施しました利用者に対するアンケートの結果を見ましても、「乗る時間

が長い」というのが非常に73人の方からのそういう意見があったというような記録ございます。そうしたことを考えますと、最初からそこにトイレタイムを取るとすることで時間を確保していきますと、遠くから来ている利用者からすると、逆に言うとお変なバスの不便性を感じてしまうというような状況にもなるかと思えます。

また、バスダイヤのよく時刻表等をご覧いただければおわかりいただけると思うのですが、それぞれJRの列車に接続したりとか、あるいは十勝側のバスとの接続に配慮したダイヤ編成にしております。そうした意味では、トイレタイムということになれば、特に長距離の陸別線ですとか、そういう長い距離でのバスのご心配かと思えますけれども、そういった所では当然その接続の関係もございまして、なかなかトイレタイムを確保するというのは難しいということで、ダイヤ等の協議の中でもいろいろ検討した経過がございますけれども、残念ながらトイレタイムを確保するというのは現実的に難しいという状況でございました。

実態として、トイレに行きたいということで、駅舎で若干の時間確保しているという状況が現実にあるようでございますので、この点も含めてご理解をいただきたいと存じます。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） ただいま、いろいろと行政の考え方、お話を聞かせていただいたわけでありまして、時間的に長時間乗らないとならないと、少しでも早く目的地に着かなければダメだというようなことでありますけれども、またJRに接続するという部分も考え方としてはわかるのですけれども、全便が列車に接続するわけではなくて、何便かはこの時刻表を見ると接続するようになっておりますけれども、その間の部分については、たぶん通学とか、そういう通勤の方のピークを過ぎますと、わりと余裕があるのではないかという気がいたします。そうした配慮も、ぜひしていただきたいと思えますけれども、今の答弁をいただきますと、ちょっと無理なのかなという気がします。しかしながら、お年寄りにしたらそういう時間があっても、長時間乗って来られる方については、たぶん行政としての配慮に感謝するのではないかなと思えますけれども、その辺もう一度お聞かせいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ご存知のとおり、代替バス等の話し合いの経過については、企画財政課長が中心になって実は行ってきております。その点で言うと、より現実的に今議員がご指摘のようなことを含めて、検討された上での今日のダイヤ編成ではないのかと思えますけれども、私自身はバス会社と現時点では直接会議で同席する機会がございませんでしたので、できるできないは別といたしましても、地域要望としてお伝えし、そして、検討をいただけるかどうかということの努力をさせてもらいたいと思えますので、現時点ではご理解をいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） ただいま町長から地域の要望として、バス会社とお話をされるということでありますので、その辺は十分町民の方と言いますか、利用される方の理解をいただけるような対応をしていただきたいとこのように考えております。

次に、暖房に使う燃料も高騰しておりますけれども、灯油暖房なのか、電気暖房なのかで、かなりの経費が違ふと思えますけれども、普通の灯油暖房と電気暖房のそういう経費

の比較をしたのかどうか、もしもしたとするならば、数値をお示していただきたいなと思います。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 訓子府の駅のお話だという前提で申しますと、建設当時は当然こうした財政状況ありませんから、その電気暖房か灯油暖房かという検討したかどうかちょっと私のほうで今確認できないのでお答えできないのですが、ただ初期投資で考えると、どうしてもやはり灯油のほうが一般的には安いということがございますので、当時はその安いほうということで灯油暖房のほうを選択したものと推察されます。

ただ、今回ご質問をいただいておりますその暖房の要否というのにつきましては、費用的な部分もさることながら、実際にバスに乗る方というのは冬期間であれば、それなりの服装をして準備をして来られていると。そうした意味合いでは、そこに長く滞在するところでないという前提で、必要最小限度にとどめたいというようなお答えさせていただいたものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） 当時で上がったときは、確かに灯油のほうはかなり安く暖房賄えたのかなと思いますけれども、これだけやはり灯油が値上げになると果たしてどのぐらい町としても対応できるのかなというようなことを考えますと、あまり無理なことは言えないと思いますけれども、やはり若い人は若いなりに服装も気を使っておられるようでもありますけれども、年寄りの方は何ぼ着ても寒いと、寒いからやっぱり少しでも暖を取れるようなそういう配慮してほしいというような意見もありますので、その辺もこれから非常に寒さが厳しくなってきました。ここ3日ぐらいはもう本当に普通我々でも寒いというような感じを受けるような気象条件になっておりますので、ぜひその辺の配慮もしていただきたいなと思います。

それと最後になりますけれども、表示の関係であります。実態として、やはりたまたま出るのが間に合わなくて置いて行かれたという方のことも聞いておりますので、ぜひ、「まだ待合室にありますよ」というような本当に簡単な表示方法でよろしいですから、できれば設置をしていただきたいとこのように考えております。

具体的にどういうものが、どういう形で設定するのがいいのかどうか今のところわかりませんが、ぜひそういう対応をお願いしたいと思います。私が素人なりに考えている部分は、例えば電光表示、またさらに金がかからないで簡単な方法と言いますと、旗の上げ下げ、さらに少しお金がかかるかもしれませんが、バスが停留所前、例えば駅舎の関係で言っているのですけれども、駅にあるバス停の関係で考え方を申し上げているのですけれども、1kmぐらいに近づいたらやはり表示をされるようなそういう無線装置と言いますが、これは結構お金がかかると思うのですけれども、そういうような考え方が素人なりに今思っているところでありまして、もしもそういうことで具体的にどうのこうのということはいえないかもしれませんが、何とか対応を考えていただきたいと思いますので、この部分の最後の質問であります。よろしくお願いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 駅舎での待合については、他の町の主要駅については、商工会等が入っていますからいく分暖房が、暖かいということもあるように記憶しています。私ど

もの町は商工会等がなくて、農協の土地改良区の事務所が奥まったところにありますから、どの点で言うと、他の町から見ると少々暖房が寒いのかなというのがあります。私も何度か行ってまいりましたが、奥の部屋等が使っているときは、厳寒のときでも表とはかなり違うということもありますから、現実的にその何とかあえて暖房的な措置をとらなくてもご利用いただけるようなことを含めて、もっと効果的に少しでも暖くなるような方法はないのかという検討と、さらにはその表示の関係については、ちょっと辛いというかイメージが、気持ちはわかるのですがでもなかなか難しい。これも含めてちょっとあらためて、また検討をさせていただくということでご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） 5番目について、表示の件でありますけれども、今後の検討ということであります。ぜひ、乗り遅れがないようなそういう配慮を行政として行っていただきたいと思います。

次に、教育関係についてお伺いをしたいと思います。

学校教育に対する考え方について、教育長にお伺いをいたしたいと思います。

教育基本法は、わが国の教育の基本を確立するため、教育基本理念、義務教育の無償、教育の機会均等などについて定めた法律であります。学校教育法や社会教育法など、すべての教育法規の根本法となっているということでありますが、今の子どもたちを見ていると、情報に左右されて子どもらしさが失われ、また、学力の低下を懸念するのは私ばかりでないと考えております。

教育長が代わり、考え方も理念も違うと思いますが、今取り組まなければならないと、あとに悔いを残すような重要な問題が多くあると思います。教育長としての所見を伺いたい。

6点ほどお伺いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

1点目につきましては、教育分野における再チャレンジ精神についてであります。

学習から社会参加までを地域において、一貫してサポートする再チャレンジのための学習支援システムの構築、具体的対策についてお伺いをいたしたい。

2番目には、道徳教育の充実についてであります。

幼児期に規範意識の芽生えを養ったり、児童・生徒の自尊感情を育てたり、保護者の授業参加も当然必要となってくると思いますけれども、対策はあるのかお伺いをいたしたい。

3番目に、学力向上に向けた対策についてであります。

全国学力調査結果で全国の下位のほうに北海道は成績表示されておりましたけれども、道教委では放課後の学習時間増や読書の習慣付けなど、「5つの提言」を出したようでもありますけれども、当町での取り組みはどのようになっているのかお伺いをいたしたい。

4番目に、児童・生徒の通学に対する安全は確保されているのかお伺いをいたしたい。

5番目として、中学校の屋外部活動、野球、ソフトボール等、サッカーもあるのかもしねませんけれども、夜間照明設備は充分なのか。

6番目、ピア・サポートの取り組みは進んでいるのか。

この6点について、お伺いをいたしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 「学校教育に対する考え方」につきまして、6点にわたりお

尋ねをいただきましたのでお答えさせていただきます。

1点目の「教育分野の再チャレンジ支援」についてでありますけども、各学校におきましては、子どもたちに学ぶ意欲を高め自ら学ぶ力を育て、基礎・基本の定着を図り、確かな学力の向上を図るために、教職員が一丸となって学力向上に取り組んでおります。

また、道の教員の加配と合わせまして、町単独の臨時講師を配置するなど、きめ細やかな学習指導の充実にも努力しているところであります。

議員提言の学習支援システムにつきましては、学校ではそれぞれ創意工夫して、授業時間外での朝学習や補習等を行っております。現在、中央教育審議会では授業時数の増加による繰り返し学習などの時間の確保を図ろうとしておりまして、学習指導要領の見直し改定が現在検討されているところでございます。今後これらの動向も注視しながら、全体的には検討してまいりたいと考えております。

2点目の「道徳教育の充実」についてであります。子どもたちが命を大切に作る心や人を思いやる心、倫理観や規範意識などを育てるためには、道徳教育の重要性は十分認識しているところであります。各学校におきましても、児童の発達段階に応じた道徳教育や教育活動全体を通しての指導に努めております。

また、親子で道徳の大切さを理解していただくことなどから、保護者の授業参観や授業参加は必要なことと考えております。授業参観の実施については、現在、実施している学校や今後検討をしている学校もございまして、引き続き各学校とも協議して検討を続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

3点目に「学力向上に向けた対策」についてお尋ねありましたが、全国学力学習状況調査結果につきましては、文部科学省から10月末に結果の発表がありました。本町の結果につきましては、学校数が少なく町全体の数値を公表することによって、学校が特定されるというようなこと。そして、それによっていろいろ心配されることもあるものですから、数値を公表することは避けております。特に、序列化や過度の競争につながることを心配しております。公表しておりませんが、その点をご理解を願いたいと思っております。なお、この調査結果で把握した今までの成果と、そして、これからの課題を学校ごとに把握をしまして、さらには道教委がこのほど提言をしまして「5つの提言」なども参考にしながら、これからの学校における学習指導等にかかしていかなければならないと考えております。

4点目の「児童・生徒の通学に対する安全の確保」についてでございますが、現在、通学に対する安全対策としましては、学校ごとの通学路の点検などをはじめ、「こども110番の家」「こども110番の車」「子ども安全パトロール隊」、それと今年の9月からはじめました「スクールガード・リーダー」による学校巡回等を実施するなど、学校・保護者・地域・関係機関の力をお借りしながら登下校時はもちろん、日常生活の中でも子どもたちの安全の確保に努めているところであります。今後も児童生徒への安全教育の充実・指導も含め、充実に向けてまいりたいと考えておりますのでご理解を願います。

5点目の「中学校の屋外部活動の夜間照明設備」についてであります。中学校の部活動の終了時間は基本的には午後5時30分でございます。午後6時にわたることもありますが、概ね午後5時30分でございます。しかし、中体連の大会などが近づきますと、集中的に練習をすることなどからやや遅くまで練習時間になることも実態でございます。

議員が心配されております夜間照明設備につきましては、現在設置されておられません。

ども、校舎の東側にありますピロティー部分に照明施設がありますので、そこで軽い練習程度ならできますし、現にキャッチボール等の練習に使われているところでございますのでご理解を願いたいと思います。

最後、6点目の「ピア・サポートの取り組み」についてでございます。昨年の12月定例町議会におきまして、議員から提言をいただきましたこのピア・サポートにつきまして、学校とも協議しながら研究したいとお答えしておりました。学校に対しまして、お話をさせていただいたところでもあります。しかし、状況的には、全道的にも実施している学校も少なく、管内でも実施している学校はないと認識してございます。また、専門家の援助と指導、学校での指導体制、生徒の意識改革など、非常にピア・サポートを進める上には課題もたくさんあります。なかなか正直言いまして、教育現場において活用していくには難しい手法と現時点では認識しておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） ただいま教育長のほうから、一つひとつ丁寧に答弁をいただきました。

また、私なりの考え方の中で再質問をさせていただきたいと思います。6点にわたって質問をしておりますので、時間の関係で途中省く部分もあるかと思っておりますけれども、お答えのほうはよろしくお願ひしたいと思います。

再チャレンジの部分でありますけれども、今の子どもたちの状況を見ておきますと、勉強できる子はものすごく勉強をしますけれども、勉強しない子はほとんど勉強しないで学校に通う、そういうような子どもたちの差はものすごく今多くなっている。上の子を救うということだけでなく、やはり言葉の表現がちょっと悪いのかもしれないけれども、落ちこぼれになった子どもたちが、中学校も最終年になって「絶対、高校に行かなければならないな」と思ったときに、勉強のできるようなそういう支援対策と言いますか、そういう部分があれば子どもたちがわりと勉強しやすいのかなと思うものですから、そういうのも今後考えていただきたい。いろいろな条件の中で、機会を与えていかなければならないのかなというようなことも考えておりますし、そういうような教育の場も構築していくのが大人の責任であろうと思います。また、帰宅してしまいますと、家にこもってゲームばかりやっている子どもたちも見受けられますので、そういう子どもたちが交流できるようなそういう場とか施設があればいいのかなと思いますけれども、今「竹の子クラブ」とかいろいろありますけれども、そこに入れられない子どもたち、そういう子どもたちが少しでも気軽に集まれるようなそういう施設、そして、地域の方が面倒を見て行けるようなそういう施設もあってもいいのかなというようなことであります。そういうことで、子どもたちが「もう一度やってみようか」というようなことで、再チャレンジできればという意味で、私はこの「再チャレンジ」という言葉を使ったわけでありましてけれども、本来であれば社会に出てもう一度勉強したいという人たちを対象にするというようなことが言われておりますけれども、私はあくまでも子どもたちを対象に考えているところであります。

住民の学校支援のモデル地域として、帯広で2校ほどモデル校として今活動をされているということでもあります。「地域ネットワーク委員会」を軸にして活動されているわけでありましてけれども、この部分について何か具体的説明できるものがあればお伺ひしたいなど

思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

それともう1つ、学びあい支えあいという地域活性化推進事業があるわけでありましてけれども、当町の具体的取り組みを伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（橋本憲治君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 今お尋ねいただきました帯広で行っているモデル地域ということで、「地域ネットワーク委員会」でございますけれども、詳細な資料はあまりございませんけれども、この事業につきましては、文部科学省の委託事業ということでございまして、学校支援を通じた地域の連帯感達成のための特別調査研究事業というものでございます。その中で、地域の教育力を高めることをねらいに実施をされているということでございます。

この「地域ネットワーク委員会」については、帯広独自の組織でございまして、この組織をつくって、その中で学校支援ボランティアを募集するというものでございまして、特技や経験を生かして学校運営をサポートするというような事業でございます。例えば、書道の指導だとか、昔遊び、文化の伝承、それから花壇の整備ということでございます。

それからもう1つ、地域活性化推進事業ということでございまして、「学びあい支えあい」の関係でございまして、これにつきましても、文部科学省の委託事業ということでございまして、これも地域教育力の再生を図るということでの事業でございまして、地域の絆を深める活動に対するということでございます。いずれにしても、今後この2つにつきましても勉強させていただきたいというふうに思っておりますけれども、概要につきましては以上でございます。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） ただいま答弁をいただきました。具体的にある程度のことは理解できました。時間の関係で、さらに質問をしたいわけではありますけれども、次に進みたいと思います。

2番目の関係につきましては、非常にやはり重要な部分だと思います。今の子どもたちに何が欠けているのかと言いますと、やっぱり人を思いやる心がちょっと違うのかなと。昔とは、我々の子どもたちのときとは違うのではないかなというような気がいたします。その頃、私どもの小さいときには、道徳教育なんかなくてもやはり周囲の方、また親なりがきちっとその辺は教えてくれていたのかなというような、今考えるとありがたかったのかなというような気がいたします。今の子どもたちは、そういうようなことがなくて、やはり簡単にゲームの世界に入ってしまうというような部分があって、やはりゲームであるから簡単に人を殺めてもいいんだというようなものが、そのまま心の中に入っているような気がいたします。重要な道徳の関係を十分子どもたちに教えていかなければならない。そういう意味もありまして、生徒指導対応に充当された加配教員がいると聞いておりますけれども、それらの教員が道徳授業に携わることができるのかどうか、また道徳授業対応は地域ごとに特色ある多様な教材が使用されていると聞いておりますけれども、網走管内は統一されているのか簡単でいいですけども、答弁させていただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 生徒指導対応に充当された加配教員の関係でございまして、これにつきましては、現在道の加配数ということで、訓子府小学校では2名、中学校では1名配置されております。この配置に対して、各学校の教育課題に対しての教科です

けれども、例えば訓子府小学校では算数、それから体育、それから訓子府中学校では数学、それから総合的な学習の時間、そして、選択科目の強化ということで配置されて授業を行っておりますけど、これは申請時に基づいて行うということになりますので、今の段階ではこの道徳教育に充てるということではできません。ただ、平成20年度に向けて、今もうすでに平成20年度に向けては計画を出しておりますけども、また4月に変更ということがありますので、その段階で学校とも協議しなければなりませんけども、学校の課題をもってここで変更もできるということもありますので、それで可能ということもございます。

ただ、あともう一つ、生徒指導、それからいじめ対応のこの定数加配というのがございまして、平成19年度に向けて今年の2月に道のほうに申請したわけですけども、この分につきましては絶対的な人数も少ないことから本町には配置をされていないという、申請をしたけどもダメだったということもございますので、これも申し添えておきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） それでは最後になりますけれども、子どもたちの通学に対する安全の確保について最後に質問をしたいと思います。

児童・生徒の登下校の安全については、スクールバスが運行されておりますので、ある程度の安全は確保されていると思えますけれども、今まで通学に際しては小学校が2.5km以上、中学校は4km以上でなければ通学バスに乗れないというようなことでありました。前に質問したときには、余裕がないというようなことでありましたけれども、今回高校生も便乗できるというようなことでありますので、まだ余裕があるのかどうかその辺もわかりませんが、ぜひ子どもたちの安全を考えると、規定を1.5km以上の子どもたちも対象にしていきたいなというような考えを持っていますけれども、その辺はどうでしょうかお伺いをしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 先ほどちょっと1件答弁漏れがございましたけども、道徳の関係で管内的な統一のものがあるかということでしたけども、これにつきましては、管内に統一している副読本のようなものはございます。これに基づいて、それからそのほかのビデオ等も使いながら指導しているということもございます。

スクールバスの乗車の緩和の関係でございますけども、議員が今言われたように、前回のときには非常に座席数に余裕がないということでお答えをしておりますけども、そして、11月には訓子府高校の生徒を乗せたということもございまして、訓子府高校の生徒につきましては、仮に座席数が足りなければ立って乗っていただく、高校生ということもございまして、立って乗っていただくことをご理解いただいて乗車していただいているということもございます。そういったことで、路線では今現在高校生も含めて、多い路線では座席数で見ますと11座席、それから少ないところでは1座席しかないというような状況になってございます。そういったことから、これを緩和するということになると、小学生、中学生が立って乗車をするということになりますので、そういった部分では安全面での問題もございまして、それから現在乗車が1時間程度かかっておりますけども、これもまだ延びるということ。それから、現在居武士小学校のほうにはスクールバスが走っておりませんが、この居武士小学校の対応の問題もございまして、そういったことが

ら現在の小学校2.5km、中学校4kmということで、今後も継続していきたいというふうに考えてございます。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） 時間がきました。

本当は、まだ大分質問する予定でありましたけれども、これで終わります。

議長（橋本憲治君） 10番、小林一甫君の質問が終わりました。

ここで午後2時10分まで休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

次は8番、山本朝英君の発言を許します。

8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問を行いたいと思います。

まず、最初に、人件費の抑制について、町長に2点ほどお伺いをしたい。

申し訳ありません。冒頭からちょっと申し訳ないのですが、4行目に財政の「政」が、自分では最初1回しか書いていませんからちょっと「王」になっていましたので、訂正を願いたいと思います。

人件費の抑制について。

毎年、地方交付税が削減される中、「自律の町づくり」を掲げ、日夜、町長をはじめ職員一丸となつての努力については町民も認めるところでございますが、この厳しい財政運営は変わらず今後も続いていくものと考えます。そこで人件費について伺いますが、1点目は、訓子府町中期財政推計「平成19年度～平成24年度」の人件費の欄を見ると、平成20年度に新規採用2名と、平成22年度に1名というところがございます。この財政難のときに、いろいろ事情は十分承知でございますけれども、私は当初から前町長のときから、あるいは一昨年町議の議員定数を4名という大きな議席数を削減したというときから新規採用は慎むべきだと、見通しがつくまで何らかの方法で待てないのかということで、再三菊池町長になってからも、委員会が何かの中で一貫して申し上げてきたところでございます。どうしても、この厳しい財政の中で新規採用が必要なのかどうか。非常に、町民も「どうしてこのいつまで持つかわからない財政状況の中で、なぜそういうことが必要なんだ」という声も非常に多くなっております。もう少し町民が、あるいは我々も町民に説得できるような、もっと具体的にその件についてお伺いをしたい。

それから、次の2点目なのですが、5月8日に第1回臨時会がございました。町長の所信表明演説も含めてでございますが、このときに確か私が町長に対しまして、町長の給与についてはこれは公約だと。しかし、職員の給与については、私は生活給だという判断をしておりました。そのことを町長にお伺いしたことがございます。そのとき町長は、「そのことを十分理解して考えるべきでないか」という私の意見に対して、町長は「職員を減額するということは考えていない」という答弁でございましたが、その考えについて

は、今も変わってはいないのかまず伺いをしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 人件費の抑制についてお尋ねいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1つ目の「財政難のときに、なぜ新規採用が必要なのか」というご質問でございます。現在の幼稚園・保育所の保育士及び臨時職員を除く職員数は82人でございます。年齢構成別に見ますと、20代が8人、30代が35人、40代25人、50代14人と大変年齢が偏った構成になっている状況でございます。

平成14年度からの退職者を見ましても、32人の退職がある中で、この間9人の採用にとどまっております。しかも、この9人の多くは保健師等の専門職でございます。一般事務職はほとんど採用がないという状況でございます。さらに、今後も毎年何人かずつ定年退職を迎えることとなりますので、このまま職員の不採用を続ければ、若年層がいなくなり極めていびつな形となる恐れがございます。

将来の職員構成を考えると、各年代でバランスのとれた年齢構成は、将来の住民サービス提供のためにも必要でありますし、このためにも必要最低限の採用は適時行っていかなければならないと考えますのでご理解をいただきたいと思っております。

詳しくは、再質問でまたお答えすることになると思っておりますけれども、行財政改革の中で目標としております91名の平成22年度達成の減員計画についても、すでにもう底を下回っているという状況も含めていきますと、重ねてこの点についてはご理解をいただきたいと思っております。

2つ目の町長給料削減と職員給料に関連した第1回臨時議会での答弁の件につきましてですけれども、このときの私の答弁は「当面は国や近隣町の動きを見ながら、慎重に職員とも十分話し合いをしながら検討していきたい」という発言をさせていただきました。

先般の臨時議会でも、一部答弁させていただきましたとおり、金がないから人件費を切る、職員の給料を切るという論議でなく、厳しい財政状況の中にあって、財政の正常な運営のために予算全体の中での人件費のありようを考えるとということで、その中では当然職員との話し合いは重要であることは言うまでもございません。

従いまして、議員のご質問に対するこの考え方の基本は、現在も変わることはございませんのでご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） 町長の答弁をいただきました。

考えてみますと、3年かそこら前からそういう議員も自ら、交付税が下がってきていると感知しまして、今回は4名だったのですがその前に2名を急激に落としたということでございます。今議長を除くと不幸もありまして8名しかいないという状況になってしまいましたけれども、それでもやらなければならないだろうというような、議員提案かけて議論もした経過がありますし、みんなが協力してくれたと、将来の訓子府を見て協力してくれた経過がございます。

当初から、そういうことから職員についても、できるだけそういう方法とってほしいということを申し上げておりますし、1つには確かにそういうバランスが悪いということは十分承知の上でございますけれども、私は定年退職者を、60歳で定年になるのでしょ

けれども、その後1年とか2年、健康な手伝ってくれる人には町将来のまちづくりのために協力してもらうとか、あるいは経験者の中で臨時の方をお願いしていくとか、あるいはそのほかにもいろいろあるのでしょうかけれども、そういった知恵を出しながらとにかく目先が見える、「何とかこれは行けそうぞ」というところに行くまでは、何とか皆で職員も含めて議員も含めてがんばっていかなければ、バランスが悪いからやむを得ないのだということで職員の補充をしていくということは、私は何か今の時代に逆行しているのかなと。そういう感じがする1人でございます。

この関係については、面接もたぶん2人の面接を終えたというようなちらちら話も聞いておりますし、こういうことをもしも、これからも来年、再来年またもう1人という、これは技術職か何かよくわかりませんが、こういうことが続けていくということであれば、今言っている生活給である一般の職員の給料にも手を付けなければ残っていけない。そういう時代が来るのではないかという懸念をするわけです。職員の人たちも、確かに残業がなくなって55歳ぐらいで昇給も止まるとか、いろいろ努力をしていますから、有休なくなる残業がない、相殺しますからどんどん厳しくなっている中だという、あとのことはわかりませんが、我々の感知するところでそういう状況まで、夜遅くまでがんばってくれている職員もたくさんおられますし、それともう1つは、我々農業者ですからよくわかるのですが、JAが合併して若い人たちがどんどん北見に流れ出しているのです。「家を建てるなら、もう北見に建てよう」というこういうこと、あるいはこの状況がどんどん降下していくとするならば、若い人たちが「今家建てたら動けなくなる。もうちょっと待ってよう」。

もう1つは、今大事な少子高齢化の中で、「子どもをこれでは育てていけなくなるぞ」。そうしたら、そこにも影響が出てくるのではないかと、そういう感じをする部分があるのです。ですから、職員がこのことが定数の新規採用等々について組合の方が、職員の皆さんが「もう町長これではどうしようもならない」と「増やしてくれ」ということであれば、またこれちょっと別ですけども、この職員採用については、我々まだよくわからないのですが、そういう組合員との話し合いとか、中で決めるのか、町長の特権みたいなことで決めるのか、ここらも含めてご意見をいただきたい、ご答弁をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 今山本議員から出たお話ですけども、この増やさなければならぬ状況という部分に終始するかなとは思いますが、今確かに60歳定年で終わったあと元気な人は仕事も手伝ってもらうとか、地域に貢献してもらうとかという部分については、当然そういう部分も出てくるのでしょうか、所詮この部分につきましては、臨時的な雇用の部分で行くとその場、少なくともどこまで長いかは別にしまして数年、もしくは5年とかというスパンの中で、根本的な町の組織と言いますか、将来的に見た組織の中ではどうかという部分ちょっと考えておりますし、長い目で見ると今我々が10年経てばもういなくなるというような状況、先ほど町長がお話しました年齢構成の中で30代から以降というのは8割以上を占めていますけども、この人たちが40代を超えるという部分、それで20代を採用しないと減っていくというふうになれば、将来的に全部に対しての影響が出てくるから長い目で見たらそういうことが出てくるかなという部分のことで、組織にはバランスが必要であるという部分で考えているものでございまして、確かに

財政面なんかで見れば、今市町村合併のお話も出ましたけども、これは今の時点で市町村合併でどうなるという部分は論議的にはされておりませんし上がっておりませんし、そういう部分でいけば、そのことを除いて考えますと町全体として町の役場が果たす役割という部分は、やっぱり年齢構成中で、バランスの取れた中で平均して今後もやっていかなければならない。今の我々の年代でいけば、別に支障はないのかもかもしれませんけども、それ以降の人たちとってみれば、そういう部分というのが出てくるし、かならず影響が出てくるのではないかなと思っております。そういう面でいけば、組織の成り立てとしてはバランスという部分は、十分考えていかなければならないかなという部分は考えております。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 職員採用にあたっては、職員組合等の意見を参考にしているのかということでございますけども、町長として職員の働く条件や、今総務課長が申しあげましたように、将来的なバランスの問題や住民サービスのことから考えて、さらにここ何年かいびつな臨時職員で対応していくというところには、私も限界にきているというふうに踏んでございました。

しかも、何度か申しあげましたように、職員一人当たりの町民人口というのは、管内でうちの町がもうトップクラスになってきているということ等を考えて、それから行財政改革から言っているこの私どもの職員の削減等の計画が、先ほど申しあげましたように、平成 21 年度を目標値として 96 名の人員を確保するという、そこまで落とすということですけども、すでに 90 名を切っているという状況から考えても、適切な判断をしていかなければならない状況であると。

とりわけ、過去に 4、5 年間採用を控えていた管内でも、多くの管内が来年度職員の採用を踏み切らざるを得なかったという状況におきましては、どこの町も地方財政の厳しい状況の中で人件費の削減に努力はしてきましたけれども、いずれにいたしましても、一定の仕事をつないでいくということも含めていくと若い職員の採用というのは、私は現状から考えて決断をさせていただいたということでございます。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8 番（山本朝英君） 町長、総務課長の話が十分のわからないわけではないのです。

しかし、私は一貫して変えていないということは、例えばこれが一般の企業とか、個人的なものであれば、あと 4 年が目先に見えているのに採用とか、そういうことはならないと思うのです。

例えば、もう一つあるのが中途採用だってできないことではないのではないのかなと。そうすると、そこら辺りでもう長くとは言いませんけれども、もう 1、2 年見て「何とかこれいいぞ」と「いけるぞ」といったときにはこれはいいですけども、もう今の先般の「まちづくり懇談会」等々を見ると、4 年も行けば限界だと。

町民基本条例をつくって、町民みんなでやろうなんていうことになってはいますがけれども、そういうことから考えるとやはり町民の声もしっかり聞きながら、そして、最もいい知恵を絞ってここ 2 年とか 3 年乗り越えなければ、バランスと若い層がいなくなるということだけで、この人件費の抑制をとどめるということには、私ちょっと自分では理解ができない分野がありますので、そのほかにいろいろな手があるかもしれなせんけど、そこら辺り、もう町長面接終わったのですよね。これをどうのと言っても仕方ないという考えはありま

すけれども、そのくらい厳しい感覚でものをとらえ、将来の訓子府を考えていただかなければ、このまちづくりも本当に声かけだけで終わってしまうのではないかと。町民に負担をかけて、職員がいないから職員は増やしますと。目先が付いたらいいのですけれども、どうもそこがこの今の最悪の状況の中で、さっき言った逆行していないかなと、もう少し方法がなかったのかなという考えでございます。その点についてもう一度ご答弁をいただきたいのと、平成21年にさらにもう1人と、技術職か何かよくわかりませんが、そこらも含めてもう一度ご答弁をいただきたい。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 平成21年は、まだ確定ではございませんけれども、今山本議員のご質問も心に止めながら町民の意向にできるだけ添えるような形で考えてと言うか、具体的にしていきたいと思います。

今回の2名については、何とか議会でも、例えば福島県の矢祭のように、職員を50人にしてトイレ掃除から果てからみな職員がやる。そして、役場OBを採用して町民サービスにあたらせるという選択肢が本当にいいのかどうかということを含めていきますと、私自身はあらためて4年後のことももちろんでございますけれども、その後の先のことも考えていくと、法外な職員採用、かつてのような1年に5人、10人を採用するようなことではなくて、慎重な上にも慎重を重ねながら住民サービスに支障のないような人事採用を、あるいは人事についての判断をしまいたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） 1番目の問題については、もう面接が終わっているというようなことでございますけれども、こういう機会がなかったものですから時期がずれてしまって大変申し訳ないですが、そのこと十分踏まえた中で、今後において町民のために対応していただきたいと思っています。

先ほど答弁いただきました5月8日の臨時会の際の町長の考えが変わっていないということでございますが、その中で答弁をもらうとかどうということではないのですけれども、先ほど若干端をかじったような感じではっきりさせなかった分がありますけれども、若い職員たちも農協のように、JA合併によってどんどん出て行くと、家も建てないで待っているというようなことに一つならないように、あるいはぜひそういったことも配慮した上で、職員の対応にあたっていただきたいと思っていますし、先ほどもう1点は町のボランティアのようなまちづくりの関係なのですけれども、これは町民の協力なしでは条例も含めて不可欠な問題だと思っていますので、そういうことから考えると、今誰もさっとボランティア的にものをやってもらっている、一所懸命努力しているのは人なり我々の見る目がどうなのか、一般の方ももちろんおりますけれども、農協のOBだとか役場のOBの人が非常に地域を支えたりなんかしてくれているものであります。この人たちも、先般銀河線の会議で「我々も限界だぞ」というところまでもう来ているところですし、そういうことから考えると、この町を退職してからでも支えてくれるような人たちがどんどんいなくならないように、その後も十分踏まえた中でその職員との関係も進めていただきたいと思っていますし、合わせて職員のうんぬんの中には、ぜひ職員の皆さんと町長が先頭になって十分協議した中で、今後いい方向にこの町が自立できるような方向に進めていただ

きたいと思いますが、その点について何かあれば答えをいただいて、次に入りたいと思いますけども。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 議員のご指摘のことにつきましては、十分検討させていただきますのでご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） 一つよろしく願いをいたします。

それでは、次の問題に移らせていただきます。

冬期間の町道の整備についてでございます。

これは、我々産業建設常任委員会のほうでそういう話を聞いたときには、もっと早くに予定としては、道路の町道南13線のことなのですが、この歩道整備がはじまると思うが、この師走を迎えてこの寒さの中、年内に急ぐ必要があるのかということでお伺いをしたいのですが、最初にこの事業については、我々町の単独事業という解釈をまずしていたというのがあります。

それから2つ目には、この事業は我々も賛同したわけですし、小学校のところから広い道路で幼稚園の園児もいる、ここの福祉の施設もある、病院もある、温泉もあると。さらに、その向こうに施設がありますから歩道が狭いというようなことで、広くすることには当然車椅子でも通れるようにというようなことで賛同したわけですが、この単独事業だというような話だったと思うのが1つと、期間的にもっと早く予定していたのだと思うのですが、師走を迎えてこうなった理由とか、この点について伺いをしたいのですが。

町長（菊池一春君） ただいま町道南13線の歩道整備に関連して、冬期間の町道整備についてのご質問をいただきました。

この町道南13線の歩道整備につきましては、国の交通安全施設整備事業の補助を受けて、全体計画では町道末広線から町道保養センター線までの956mを4年間で整備する計画でございます。

本年度事業につきましては、6月定例会で補正予算のご決定をいただきましたけれども、工事施工のための実測線調査を町道東3丁目線から町道保養センター線までの516mを8月23日に発注いたしております。これは、本年度の7月8月の降雷を伴う集中豪雨による対応など、8月末の発注となりましたけれども、この点では1ヵ月程度の遅れとなったものでございます。状況的には、大変忙しい中での発注であったことをあらためてご理解いただきたいと思います。

その後に、用地取得と補償のための用地測量と支障物件調査を町道末広線から町道保養センター線までの956mを9月6日に発注しております。

工事につきましては、町道東2丁目線から町道東3丁目線間の延長236.58mを予定しておりますけれども、道路北側に3.5mの歩道整備と道路南側につきましては、中学校敷地区間3.5mの歩道整備をする予定でございます。

なお、本年度施工する区間に公民館前の門柱あるいはフェンス、縁石、排水溝等の復旧を予定しております。先ほど説明をしました物件調査に、この復旧の調査を含んでいるために、物件調査の工期は12月末でありますけれども、本年度施工区間に係わる成果をもって、南13線交通安全施設整備工事を今月の13日に発注したところでございます。

本工事につきましては、本年度着手となりますけれども、実測線調査、用地調査、物件調査等の段階を踏んでからの工事着工となることをご理解を願いたいと思います。

この事業につきましては、国の補助を受けまして、全路線を4年間で完了させなければならないことと、また、高率の補助事業により整備を行っている関係から、本年度予定の事業内容につきましては、予定どおり進めなければならないと考えているところでございます。

過去にも、本町において冬期の舗装工事を行った例もございますけれども、冬期施工における対策につきましては、細心の注意を払いながら早期完成に努めてまいりますのでご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） これ当初から補助の該当するというような話だったのですか、聞き違いなのですか、そこちょっとすみません。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） この事業につきましては、先ほど町長からもご説明いたしましたけども、6月の定例議会の中で予算補正をしておりますが、財源の補助金につきましても、合わせてそのとき計上しております。そのときも、投資的経費の中でも見ていただければわかりますけども、収入の中に補助金というのを入れてございます。

以上です。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） わかりました。我々のミスだったと認めます。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 追加でちょっと補足いたしますけど、一部昨年度、調査設計、実測線調査を行っております。それにつきましては、ちょうど町道末広線から町道東2丁目線の区間でございますけども、これにつきましては事業採択されるために、その区間は実測線調査を行っております。それについては、単独費で行っております。本年度からは、補助事業ということでございます。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） わかりました。その聞き違いと聞き間違いだったのだらうと思います。

大変そこ申し訳ないと思っておりますが、ちなみにその国の事業とこれ補助率何%なのかということをお伺いしたいのですが、何の事業でもし何%とわかれば、調べればわかることなのかもしれませんけど。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） この事業につきましては、交通安全施設整備事業ということの事業でございます。

それで、補助率につきましては55%でございます。これについては、交通安全の事業指定を受けまして、指定を受けないとこの事業はできませんけども、指定を受けて高率の補助ということで行っております。

それと残り45%につきましては、過疎債の起債の充当を受けております。全額で100%充当してございます。

以上です。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） よくわかりました。大変有利な資金ということを確認させていただきました。

できるだけこれからもこういうような事業をどんどん取り入れて、町のために努力をしていただきたいと思います。ちなみに後々のために参考にちょっと聞いておきたいところがあるのですが、工事のよく昔から薄らと覚えているのですが、冬期間の工事というのは20%増しとか、30%増しとかとよくあったかと思うのですが、今回のこの冬期間にわたる事業の単価と言いますか、そこら辺りはどうなのでしょう。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） これにつきましては、行う工事にもよると思いますが、この更工事につきましては、12月に発注してございます。

それで、12月中の3月完成予定でございますけれども、労務費で4%、それと現場管理費で1.8%の補正を行っております。補正ですからプラスです。そのほかに、コンクリート養生費、あとは舗装工事も付いていますので路面ヒーターの機械代と言うか、施工費というのが加わります。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） 補助で残りが過疎ということですから、こんな有利な話はありませんし、そのことについてはこの金額がどうのということではないのですが、今後の参考ためにお聞きをした。

これは、冬期間の一般的な事業もこのいうパーセントなのですか。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 発注時期によって変わってございます。ちょっと資料は持ってきていませんけれども、発注時期と完成時期によって、これの労務費の補正、または現場管理費の補正というのは変わってきます。その数値については、今ちょっと資料ないのでわかりませんが。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） わかりました。一般的な単価がもしわかれば、あとからでも教えていただければと思っています。

今の前段の説明の中で、自分なりに解釈をしますと、これから測量をしたり、そういう準備期間で年内終わってしまうというような、本工事は来年の春にはまたがるように解釈をしたのですが、そういうことでよろしいですか。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） それに関しては、順番的にはそのような形になると思います。最初、工事のための実測線調査で、用地等があるのであれば用地調査、または物件調査というのが出てくると思います。そのあとに工事というふうな順番になると思います。ただ、工事をその年にやるか、次の年にやるかというのは、そのときの判断になると思います。

以上です。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） わかりました。

一番大きな問題は、その補助率だとかいろいろあります。補助については十分わかりましたし、年内に凍結防止等というのが技術はすごくいいということですが、やっぱり誰もが心配しているのは、皆さんもご存知の常呂でもずいぶん前の秋にやった事業が凸凹になってしまったというようなことがありました。あるいは、訓子府の柏丘でも町道相内線から田島さんところの間が地盤をつくったのは早かったのですが、そのあとすぐ12月頃に補装をかけて春に凸凹になったと。基本的には、砂利の厚さだとか火山灰とか問題はなかったと言うのですけれども、そういうことをみんな町民が見ているものですから、やっぱり冬期間の工事の心配はそれぞれみんなしているのだと思っていますし、私もそれが不安でちょっとお伺いをしたということです。

今言ったように、そういう順序を経て始まると思ったら年明けになってくるのだらうと思いますが、あとから門柱が倒れたとか、あるいはそういうことのないように、なんといってもこの凍結だけは人間の力ではどうにもできない分野もありますので、何かあった場合、手出しなしでできるのだと思いますけれども、そこ十分注意をしてかかっていたきたいのと。

それから次年度以降について、これ4年間の計画だということですから、特に北海道この辺の地帯というのは、土建関係の仕事は6月、へたすると7月に入っていくまで仕事がないという時期がありますから、そうしたらそういうときには一番条件がいいときでありますので、その点も含めて補助事業ですから、その時期がとかいろいろ手続きだとかあるかもしれませんが、そういうことを含めてできるだけ冬期間の問題が起きないようにちゃんとしたものをつくって、将来のためにやっていただきたいと思います。そのことについて、もし何かあれば答弁をいただいて私の質問を終わらしたいと思いますが。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 山本議員が心配されて、ご質問をいただいた気持ちを十分私どもも受け止めてございますので、最初に申し上げましたように、最新の注意をはらって施工、これからの事業も進めてまいりますのでご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 8番、山本朝英君の質問が終わりました。

これにて一般質問を終了いたします。

散会の宣告

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

ご苦労様でした。

明日は午前10時からです。

散会 午後 2時53分